

平成 27 年度 消費者庁 委託事業

家庭用品品質表示法に関する見直しについて

平成 28 年 3 月

東京海上日動リスクコンサルティング株式会社

目次

1. 事業の目的	1
2. 事業の内容	2
2-1. 勉強会の開催	2
2-2. 海外における品質表示の実態調査	5
3. 家庭用品品質表示法の現状について	6
3-1. 家庭用品品質表示法を巡る環境の変化	6
3-2. 家庭用品品質表示法の見直しの流れ	9
4. 本年度の見直しの全体像及び具体的な見直し内容	11
4-1. 本年度の勉強会における見直しの全体像	11
4-2. 指定品目、表示事項及び遵守事項等の具体的な見直し内容	13
5. 今後の見通しについて	33
5-1. 政令及び府令の改正について	33
5-2. 告示の改正について	33
6. 参考資料	34
6-1. 勉強会の議事要旨	34
6-2. 海外実態調査結果	84

1. 事業の目的

家庭用品品質表示法（以下、「家表法」という。）は、家庭用品の品質に関する情報を、表示を通じて消費者に提供することを製造業者、販売業者等に課すことにより、消費者に商品選択のよりどころを与え、かつ、その品質に即した合理的な使用を可能とすることにより、消費者の利益を保護しようとするものである。

消費者庁では、同法が消費者庁に移管後、平成22年～23年度に消費者庁の委託調査事業により、今後の家庭用品の品質表示の見直しについて一定の方向性を取りまとめた。また、平成26年6月24日には、国際整合化や社会の変化を踏まえた必要な見直しを行うことが「規制改革実施計画」に盛り込まれ、閣議決定された。

これらを踏まえ、昨年度、各分野（繊維製品、合成樹脂加工品、電気機械器具及び雑貨工業品）の事業者との意見交換会を設置し、現行制度における課題や問題点を把握し、消費者が理解可能かつ必要最低限の表示とするため、①時流に合った内容となっているか、②消費者が理解できる内容となっているか、③事業者の自主性を考慮した内容となっているか、また、必要に応じて④海外の表示制度との整合化も図る、といった観点で各分野において関係事業者よりいくつかの改正の方向性について確認を得たところである。

本事業は、以上のような取組を踏まえ、家表法の主たる目的である消費者の利益を保護するため、家庭用品の品質表示における具体的な改正案を策定するための検討を行うことを目的とし、消費者庁が事業者等からなる勉強会を立ち上げたものである。

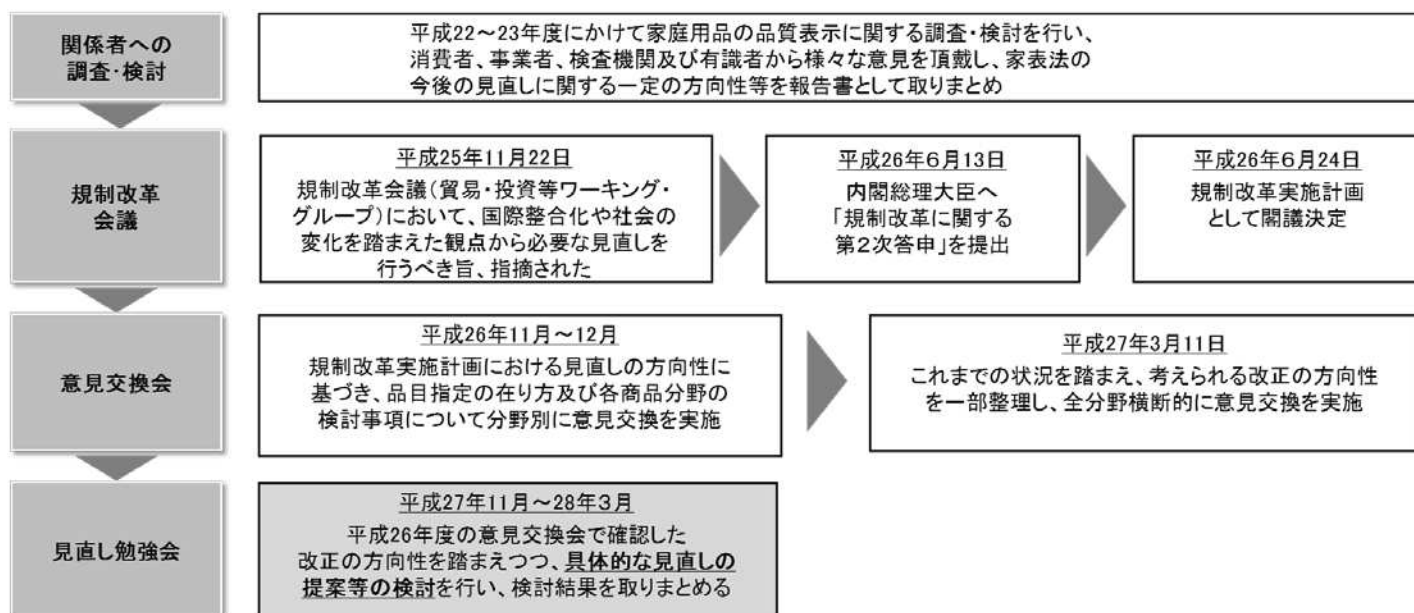


図1 これまでの経緯と本年度事業の目的

2. 事業の内容

本年度は、家表法の対象品目ごとに、海外における表示の実態について調査・分析を行うとともに、本調査平成22年～23年度にかけて消費者及び事業者に対して実施した「家庭用品の品質表示に関する調査」の結果、平成23年度に実施した「家庭用品の品質表示に関する勉強会」及び平成26年度に実施した「家表法の見直しに関する意見交換会」における意見、本年度実施する海外実態調査の結果等をもとに、繊維製品、合成樹脂加工品、電気機械器具及び雑貨工業品について勉強会を開催し、今後の品質表示制度のあり方について検討、整理した。

1) 海外の品質表示に関する調査:

家表法の対象品目ごとに、海外における表示の現状について調査・分析を行い、その調査結果を委員会における検討の参考に供する。

7月 5 9月	調査内容: インターネット・文献等を通じ対象国・地域の家表法の各対象品目における品質表示の実態を調査する。
	調査対象: 米国、EU(加盟国)、中国

2) 勉強会(分科会):

平成22年～23年度調査において消費者及び事業者に対して実施した「家庭用品品質表示に関する調査結果」及び平成23年度検討会、平成26年度意見交換会における意見をもとに4分野それぞれに検討会を開催し、今後の品質表示制度のあり方について検討、整理する。

11月 5 3月	分科会	繊維製品	合成樹脂加工品	電気機械器具	雑貨工業品
		➢ 構成: 業界団体、検査機関、販売事業者など各分野における実務者 5名～10名			
		➢ 回数: 各 2～3回(平成27年11月～28年3月)			
		➢ 役割: 平成26年度意見交換会で確認した改正の方向を踏まえた具体的な見直しの検討			

図2 本年度事業の概要

2-1. 勉強会の開催

勉強会では、家表法における各分野に対応する4つの分科会（繊維製品、合成樹脂加工品、電気機械器具及び雑貨工業品）を設置し、平成26年度の意見交換会で確認した改正の方向性を踏まえつつ、具体的な見直しの提案等の検討を行い、検討結果を取りまとめた。

各分科会の委員として、各分野における事業者団体、製造事業者、販売事業者、検査機関から5名以上を選出した。分科会は1回あたり2時間程度とし、各2～3回開催した。

勉強会の実施概要を表1に示す。

表 1 勉強会実施概要

開催日時	繊維製品 第 1 回 平成 27 年 12 月 10 日（木） 10:00～12:00 第 2 回 平成 28 年 2 月 16 日（火） 13:00～15:00
	合成樹脂加工品 第 1 回 平成 27 年 11 月 18 日（水） 10:00～12:00 第 2 回 平成 28 年 2 月 9 日（火） 10:00～12:00
	電気機械器具 第 1 回 平成 27 年 11 月 10 日（火） 10:00～12:00 第 2 回 平成 28 年 2 月 1 日（月） 15:00～17:00
	雑貨工業品 第 1 回 平成 27 年 11 月 5 日（木） 15:00～17:00 第 2 回 平成 28 年 2 月 10 日（水） 15:00～17:00 第 3 回 平成 28 年 2 月 19 日（金） 15:00～17:00
	繊維製品及び雑貨工業品（皮革製品関係） 平成 28 年 3 月 1 日（火） 13:30～15:30
委員 （五十音順、氏名は省略）	繊維製品 5 名 ・（一社）繊維評価技術協議会 ・（一社）日本アパレル・ファッション産業協会 ・日本化学繊維協会 ・日本繊維輸入組合 ・（株）三越伊勢丹ホールディングス
	合成樹脂加工品 5 名 ・（一財）化学研究評価機構 高分子試験・評価センター ・日本プラスチック工業連盟 ・日本プラスチック日用品工業組合 ・（株）マキノトレーディング ・（株）良品計画

	電気機械器具 5名 ・(一財)家電製品協会 ・(公社)全国家庭電気製品公正取引協議会 ・(一社)電子情報技術産業協会 ・(一社)日本照明工業会 ・(一社)日本電機工業会
	雑貨工業品 10名 ・(株)カタログハウス ・(一社)軽金属製品協会 ・全国魔法瓶工業組合 ・全日本ベッド工業会 ・(株)東武百貨店 ・(一社)日本家具産業振興会 ・(一社)日本硝子製品工業会 ・日本石鹼洗剤工業会 ・(一財)日本文化用品安全試験所 ・(一財)日本眼鏡普及光学器検査協会
	繊維製品及び雑貨工業品（皮革製品関係） 6名 ・(一社)繊維評価技術協議会 ・東京都立皮革技術センター ・(株)東武百貨店 ・(一社)日本アパレル・ファッション産業協会 ・日本化学繊維協会 ・日本鞆ハンドバッグ協会
主な検討内容 (各分野共通)	▪ 品目の追加について ▪ 品目名の変更について ▪ 表示方法の見直しについて ▪ 寸法表示について 等

2-2. 海外における品質表示の実態調査

消費者庁へ家表法移管後、今後の家表法の在り方を検討するにあたり、平成 22 年度には海外の家表法に相当する法制度を調査し、海外の品質表示制度を把握するとともに、我が国の制度との比較を行った。近年、ますますグローバル化が進むと考えられる中、家庭用品の品質表示に関しても国際的なルールとの整合性を図っていくことが内外の企業から求められている。この点については、平成 26 年度の「規制改革実施計画」においても「消費者の利益の擁護及び増進の観点の基本としつつ、事業者のグローバルな展開の促進を一層図るため、諸外国における表示制度を参考として表示方法や試験方法を見直す」ことが求められている。

本調査では、家表法の対象品目ごとに、海外における表示の現状について調査・分析を行い、その調査結果を勉強会に提示した。

表 2 海外実態調査 実施概要

対象製品	家表法指定 90 品目（ただし、日本固有の商品で対象国での販売がない品目等は除外）
対象国・地域	米国、EU（加盟各国）、中国
調査項目	各品目の表示事項（特に、家表法で定める表示事項及び付記事項の表示状況）
調査方法	①現地で製品を販売している日系企業又は国際ブランド企業より情報入手 ②現地で販売されている製品の取扱説明書をインターネット上で確認 ③インターネット上の商品写真確認 ④海外現地又は現地 EC サイトでの購入品の確認 ⑤日本にて国際ブランドの商品（世界共通の表示を行っているもの）を購入
調査実施時期	平成 27 年 7 月～9 月

調査結果の詳細は、6-2. を参照のこと。

3. 家庭用品品質表示法の現状について

3-1. 家庭用品品質表示法を巡る環境の変化

(1) 家庭用品品質表示法の制定から平成9年の運用見直しまでの流れ

家表法は、一般消費者が製品の品質を正しく認識し、その購入に際し不測の損失を被ることのないように、事業者に適正な表示を要請し、一般消費者の保護を図ることを目的に昭和37年に制定されたものである。

家表法では、一般消費者が通常生活の用に供する繊維製品、合成樹脂加工品、電気機械器具及び雑貨工業品のうち、一般消費者がその購入に際し品質を識別することが著しく困難であり、かつ、その品質を識別することが特に必要であるものであるものが政令で定めるものを「家庭用品」とし（第2条第1項）、表示の標準となるべき事項を定めることとしている（第3条第1項）。そして、繊維製品品質表示規程、合成樹脂加工品品質表示規程、電気機械器具品質表示規程、雑貨工業品品質表示規程の4つの告示において、政令で指定された「家庭用品」それぞれについて、詳細な表示内容が規定されている。

家表法制定以前の状況として、表示を行う事業者の側の問題として、表示に際してのルールが具体化、一般化しておらず、必ずしも適正な品質表示が行われていたとは言えない状況があった。また、表示を見る側の消費者の知識も十分とは言えず、不適正な品質表示の製品の横行や、消費者被害の発生可能性が高い状況にあったと言える。

その後、社会環境の変化、製品自体の変化、規制緩和の推進、製造物責任法の施行、消費者の自己責任の前提としての一層の情報提供の要請といった様々な変化を受けて、平成9年に家表法の抜本的な見直しが行われた。

家表法の運用の考え方も家表法施行時の適正表示の積極的普及及びそのための必要な事項の一律記載に重点をおいた運用から事業者の自主性を発揮させることによる表示の充実及びその中で消費者に不利益を与える不適切な表示の適宜適切な排除に重点をおいた運用へと転換した。

■家表法施行時から平成9年の見直し時にかけての家表法を巡る変化

○社会環境の変化

- ・ 本法施行の効果による事業者の適正な品質表示への意識向上
- ・ 消費者の製品に対する知識の向上

○製品自体の変化

- ・ 技術革新や生活スタイルの変化等による製品の消長、高度化・複雑化

○規制緩和の推進

- ・ 消費者保護のために行われるような社会的規制についても本来の政策目的に沿った必要最小限の範囲、内容へ

○製造物責任法の施行

- ・ 平成7年7月の製造物責任法施行による事業者自らの使用方法等の表示の充実を図る動きの強まり

○消費者の自己責任の前提としての一層の情報提供の要請

(出典：『家庭用品品質表示実務提要』消費者庁表示対策課編集 りょうせい刊)

(2) 平成9年の運用見直し以降の変化

平成9年の見直しから20年近くが経過し、家表法の所管も経済産業省から消費者庁に移るなど、その後も家表法を巡るいくつかの変化が見られる。

平成22年度調査において実施した事業者団体向けのアンケート調査の結果を見ると「海外からの低価格品の流入」(65%)、「国内メーカーの販売シェアの低下」(51%)、「団体参加社数の減少」(47%)、「製品デザイン、素材の多様化、複雑化による表示の煩雑化」(42%)といった事業者を巡る環境の変化、製品そのものの変化などの指摘が目立った。

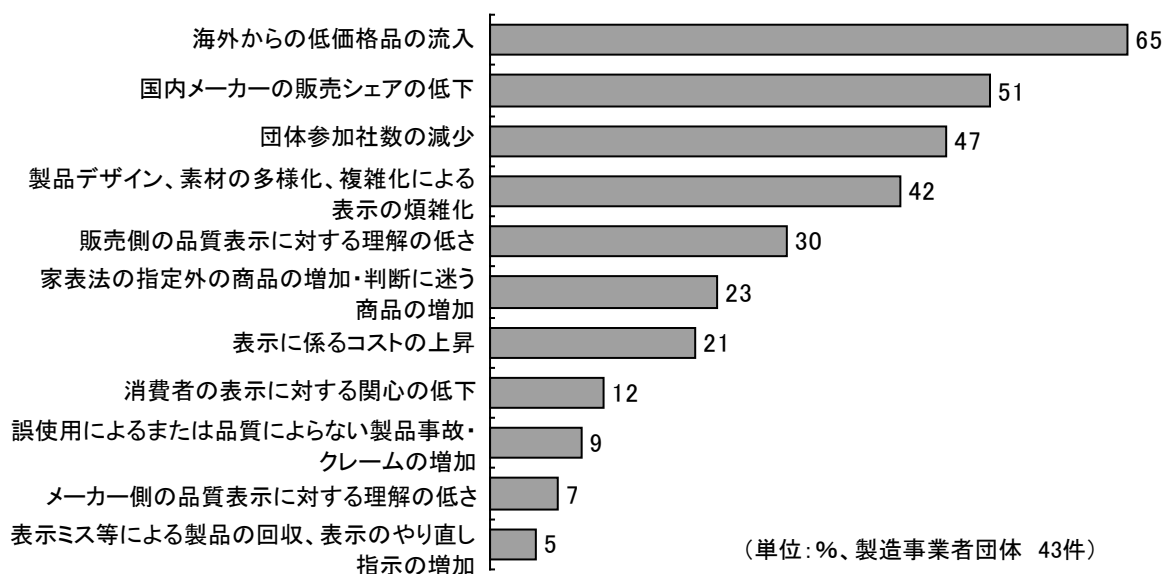


図3 家庭用品における市場及び環境の変化、問題 (複数回答可、平成22年度調査)

上記に加え、平成 26 年度に事業者に対し書面で行ったヒアリング調査では、以下の指摘があった。家表法をめぐる環境の変化により、国際整合化に対応すること、製品の変化に迅速に対応すること、事業者の自主性を考慮しつつ消費者へのより分かりやすい情報提供を実現することが求められている。

平成 26 年度ヒアリング調査における指摘事項（要旨）

○国際整合化の必要性

- ・グローバル化が進んでいるが、試験方法や評価基準が国によっては異なっており、統一が望まれる。
- ・自由貿易にそぐわない特例や特殊な表示方法を整理し、消費者の理解しやすい表示にしてほしい。
- ・海外の表示に関する法の内容や家表法との整合性に関する情報があるとよい。

○製品自体の変化

- ・素材が多様化している。
- ・形態や種類が多岐にわたり、同一品であっても時代によりその名称や品名が異なる場合が多い。
- ・市場に多く出回っているタイプの製品を家表法の対象に追加してほしい。

○消費者の理解しやすい表示への要望

- ・品目によって指定用語が異なっているので統一してほしい。
- ・家具の寸法は、ミリよりセンチのほうが消費者が大きさをイメージしやすいのではないか。
- ・コイルスプリングの「材料の種類」のような表示は専門的で消費者は理解できないのではないか。

○事業者の自主性を考慮することへの要望

- ・表示内容を製品の特性を把握している事業者が自ら判断できるようにしてほしい。
- ・表示方法の制限を緩和してほしい。

○他法令との整合性

- ・電気機械器具について、電気用品安全法の表示項目と整合化を検討してほしい。
- ・帽子は東京都条例にも規定があり、家表法で統一して規定するのがよいのではないか。

これらの変化及び次に述べる規制改革会議における指摘を踏まえ家表法をどのように見直すべきか検討を行った。

3-2. 家庭用品品質表示法の見直しの流れ

(1) 平成 22～23 年度の見直しについて

平成 22～23 年度にかけて、現行制度に対する評価と要望を把握し、今後の家庭用品に係る表示の適正化及び消費者利益の保護に資することを目的として調査を実施し、また、消費者及び事業者、学識経験者等からなる検討会を立ち上げて見直しに関する検討を行った。この検討会においては、短期的な家表法の見直しの在り方について、以下のような方向性が整理された。

- ・消費者、事業者にとって分かり難い事項・判断に迷うような状況を解消する。
- ・時流に合わせて品目・表示事項・遵守事項を適宜見直す。
- ・事業者の自主性を発揮させ、表示の充実を図る。
- ・必要に応じて海外の表示制度との整合を図る。
- ・表示の裏付け JIS、ISO の試験方法等の見直し、新規作成を働きかけ、陳腐化を防ぐ。
- ・見直しに当たっては、特定の事業者団体だけでなく、ある程度製品の取扱いのある事業者等の意見を照会する。
- ・家表法の見直し内容を適切かつ効果的に幅広い事業者に伝達する仕組みを検討する。

(2) 規制改革会議における指摘

規制改革会議第 5 回貿易・投資等ワーキング・グループ（平成 25 年 11 月 22 日）において、事業者（欧州ビジネス協会、日本プラスチック日用品工業組合）より、国際整合化や社会の変化を踏まえて必要な見直しを行うべきという以下のような指摘があった。

- ・家表法での規定内容は非常に細かく、またいたずらに難解であり、消費者にとって本当に分かりやすい表示になっているのか疑問である。ある程度事業者の自主性に委ねてほしい。
- ・新しいタイプの商品が誕生するたびに家表法の対象かどうか、対象であるとするとその表示方法はどうなるのか判断に迷う。現行の規定内容は時代に追いついていない印象である。

これらの指摘を受けて、「規制改革実施計画」において、「家庭用品品質表示の国際整合化」として次の内容が閣議決定された。

- ① 政令で指定する品質表示義務がある品目について、社会の変化に柔軟かつ迅速に対応する観点から、品目の指定の在り方を検討し、結論を得る。
- ② 各品目の表示義務を、事業者の自主性を発揮させるとともに、消費者にとって正しく分かりやすい表示方法にする観点から、消費者が理解可能な必要最低限の表示内容とする。
- ③ 消費者の利益の擁護及び増進の観点を基本としつつ、事業者のグローバル展開の促進を一層図るため、諸外国における表示制度を参考として表示方法や試験方法を見直すとともに、家庭用品品質表示法(下位規範を含む。)を英文化する。

実施時期については、②について「平成 26 年度検討開始、平成 26 年度以降平成 28 年度までに順次結論、結論を得次第順次措置」、③について「平成 26 年度検討開始、平成 26 年度以降結論を得次第措置」とされた。

平成 26 年度には、規制改革実施計画における見直しの方向性に基づき、時流に合った内容となっているか、消費者が理解できる内容となっているか、事業者の自主性を考慮した内容となっているかという観点、また、必要に応じて海外の表示制度との整合性を図るという観点から、事業者へのヒアリング調査及び実務者との意見交換会を実施し、表示内容の見直しに対する要望の把握を行った。

(3) 平成 27 年度の見直しにおける基本的な考え方

平成 23 年度の検討会、平成 26 年度のヒアリングシート及び意見交換会で挙げられた要望について、以下の基本的な考え方に基づいて適切な改正といえるか整理し、本事業において検討する事項を決定した。

- ① 消費者・事業者の双方にとってより分かりやすい表示とする
- ② より柔軟な表示方法を認める
- ③ 消費者が理解できない表示を改める
- ④ 国際整合化を図る
- ⑤ 品質表示の適正化を図る必要性のある品目を追加する

本事業では、専門的・技術的観点から実現可能性のある改正内容を具体的に検討し、取りまとめた。

4. 本年度の見直しの全体像及び具体的な見直し内容

4-1. 本年度の勉強会における見直しの全体像

本年度の勉強会における検討事項を基本的な考え方に基づいて整理すると以下のとおりとなる。

① 消費者・事業者の双方にとってより分かりやすい表示とする

分野	検討事項
繊維製品	繊維名の指定用語の見直し
	裏生地の対象範囲
	マフラー、スカーフ及びショールについて家庭用洗濯等取扱い方法の表示追加
合成樹脂加工品	原料樹脂の種類を示す用語
雑貨工業品	用語の追加（床革の種類）
	家具の材料・構造部材を示す用語

② より柔軟な表示方法を認める

分野	検討事項
繊維製品	はっ水性の必要性
合成樹脂加工品	寸法表示（順次列記の撤廃）
	取扱い上の注意の表示方法
	耐熱温度・耐冷温度試験の起点温度
電気機械器具	寸法表示（順次列記の撤廃）
雑貨工業品	寸法表示（表示単位）
	寸法表示（順次列記の撤廃）
	スプリングマットレスの詰物（順次列記の撤廃）
	取扱い上の注意について
	・ かばん、手袋（表示項目名）
	・ 机・テーブル、いす・腰掛け・座いす（表示内容）
	・ 机・テーブル、いす・腰掛け・座いす、たんす（表示方法）
	・ 食事用、食卓用又は台所用の器具（表示方法）
	・ 食事用、食卓用又は台所用の器具（表示項目名）
	・ なべ（表示内容）
	革及び合成皮革製の手袋、衣料における人工皮革の表記

③ 消費者が理解できない表示を改める

分野	検討事項
繊維製品	毛布特例の廃止
電気機械器具	電気ロースターの「種類」及び「焼き網の寸法」、電気ホットプレートの「プレート」
雑貨工業品	湯沸かしの容量
	ウレタンフォームマットレスの表示の見直し
	スプリングマットレスのコイルスプリングの「形状」、「数」及び「材料の種類」
	強化ガラス製器具の「取扱い上の注意」

④ 国際整合化を図る

分野	検討事項
雑貨工業品	サングラスの可視光線透過率・紫外線透過率の試験方法

⑤ 品質表示の適正化を図る必要性のある品目を追加する

分野	検討事項
繊維製品	帽子
雑貨工業品	魔法瓶の対象範囲拡大
	保温性を有する弁当箱
	フライパン
	柔軟仕上げ剤
	合成ゴム製品、熱可塑性エラストマー（TPE）製品

⑥ その他

分野	検討事項
繊維製品	靴下の対象範囲の明確化
電気機械器具	表示の一元化
	品目名の変更（卓上スタンド用けい光灯器具の名称）
雑貨工業品	品目名の変更（なべの名称）
	人工皮革の定義の見直し

4-2. 指定品目、表示事項及び遵守事項等の具体的な見直し内容

(1) 繊維製品における見直し

① 消費者・事業者の双方にとってより分かりやすい表示とする

品目等	共通（繊維製品）
議題	指定用語について、 ・「リヨセル」の追加及び「プロミックス」、「ポリクラール」の削除 ・「植物繊維」、「動物繊維」等の分類の作成及び分類ごとに「その他」に関する用語を追加 ・コンジュゲート繊維（複合繊維）の追加 を行ってはどうか。
見直しの理由	繊維の開発状況及び流通実態に即して、より適切な表示を行うことが、事業者、消費者双方にとってメリットとなる。
結論	・「植物繊維」、「動物繊維」等の分類については、引き続き検討を行う。（JIS に定義のない繊維については、定義について業界で検討を行う） ・コンジュゲート繊維については、導入する方向で検討を進める。ただし、デメリットについて意見を聞きながら検討を重ねることとする。

品目等	衣料品等（繊維製品）
議題	製品の繊維組成が変化し、裏生地が通常用いられるようになった品目については、裏生地も表示対象としてはどうか。
見直しの理由	・実際には裏生地が付いた商品が流通しているにもかかわらず、裏生地が組成表示の対象となっていない品目がある。（例：ズボン、下着、水着、手袋等） ・消費者が商品の性能・保存方法・取扱い方法や価格の適否を判断するために、裏生地の表示は必要性が高いのではないか。 ・品目ごとに裏生地に関する規定が異なると、事業者は混乱するのではないか。
結論	裏生地が一般的に使われているズボンについて、裏生地を表示対象とする方向で検討する。

品目等	マフラー、スカーフ及びショール（繊維製品）
議題	表示事項に「家庭洗濯等取扱い方法」を追加してはどうか。
見直しの理由	・ 現行の規程における表示事項は「繊維の組成」のみであるが、素材の多様化により手洗い可能な製品も流通していること、消費者から洗濯に関する相談が寄せられていることから、取扱い表示を行う必要性が高まっている。 ・ 海外では一般的に取扱い絵表示が縫い付けてあるが、海外と日本では洗濯に関する慣習が異なるため、海外の表示を基準に取り扱うとトラブルが起こる可能性がある。 ・ 平成 28 年 12 月から洗濯表示が新しくなり海外と統一される。輸入品に付いている海外表示と国内事業者が自主的に行った国内表示が混在し、消費者の混乱を招くおそれがある。
結論	表示事項に「家庭洗濯等取扱い方法」を追加する。縫い付けることによって製品が壊れて消費者のデメリットになることがないよう、表示方法については引き続き検討を行う。

② より柔軟な表示方法を認める

品目等	レインコート（繊維製品）
議題	「はっ水性」の表示事項について、現状の規定を維持するのがよいのではないか。
見直しの理由	消費者庁から、平成 26 年の意見交換会で「はっ水性」について、以下の理由により、削除又は表示方法についてより柔軟性を持たせてはどうかとの方向性を提示した。 ・ はっ水性はメリット表示として事業者による自主的な表示が期待できる。 ・ レインコート等の機能表示には、防水性や耐水性なども考えられ、製品の性能に応じた柔軟な表示を認めた方が、消費者にとって分かりやすい表示となる可能性がある。 その後の検討で、デメリット表示の義務付け、品質誤認の防止という平成 9 年改正時の事情は今なお変わっていないことから、はっ水性の表示事項を削除するのは適当ではなく、現状の規定を維持するのが適当と判断した。
結論	はっ水性の表示事項を削除するのは適当ではなく、現状の規定を維持する。

③ 消費者が理解できない表示を改める

品目等	毛布（繊維製品）
議題	毛羽部分である旨を付記すれば他の部分の繊維についての表示を省略できるという毛布に関する特例を廃止してはどうか。
見直しの理由	・ 毛羽部分である旨を付記しても消費者にとっては分かりにくく、組成繊維について誤認が生じやすい。 ・ たて糸の素材により価格や取扱い方法が異なると考えられ、消費者にとって不利益が生じる。
結論	特例を廃止し、毛羽部分以外の組成表示も行う。書きぶりについては引き続き業界と調整する。

⑤ 品質表示の適正化を図る必要性のある品目を追加する

品目等	帽子（繊維製品）
議題	帽子を指定品目に追加してはどうか。
見直しの理由	・ 東京都条例で表示が義務付けられており、家表法でも同じように定めた方がよい。 ・ 類似品目の平仄や対象品目かどうか判断を迷うものについては見直すべき。 ・ 帽子はある程度量産品であるから表示を付けることは可能。
結論	帽子を指定品目として追加する。 ・ 品質に関する表示すべき事項は「繊維の組成」及び「家庭洗濯等取扱い方法」とする。 ・ 定義は東京都条例を参考とするが、「表面積のうち織物又は編物の割合が 50 パーセント以上」という制限は行わない。

⑥ その他

品目等	靴下（繊維製品）
議題	靴下の対象範囲を更に明確化してはどうか。
見直しの理由	多様なデザインの商品が市場に出ており、どの品目に当てはまるのかの判断が困難な商品がある。レギンスのように、同じ名称の商品がズボン、下着、靴下といった違う品目分類されるものもあり、対応が困難である。スパッツとレギンスの何が違うのかなど、同じ物であっても複数呼び方があるものが存在し、靴下業界とアパレル業界とで商品の定義が違うというケースもある。分かりにくいものとして、タイツ、スパッツ、レギンスなどが挙げられる。
結論	靴下の対象範囲についてガイドブックや実務提要に明文化し、新しい製品や多様な呼び方があり得る製品についても文言から判断できるようにする。現行の運用マニュアルの文言を一部修正して掲載することとする。

(2) 合成樹脂加工品における見直し

① 消費者・事業者の双方にとってより分かりやすい表示とする

品目等	共通（合成樹脂加工品）
議題	「ポリエチレンテレフタレート」、「PET」を原料樹脂の種類を示す用語に追加してはどうか。
見直しの理由	・ ポリエチレンテレフタレートは、日本標準商品分類に記載されている。また、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行令、資源の有効な利用の促進に関する法律施行令等に用例がある。 ・ 識別マーク（PET）の表示については、資源の有効な利用の促進に関する法律で義務づけられている。 ・ JIS、日本標準商品分類に記載のない現行の指定用語である「飽和ポリエステル樹脂」に対し、ポリエチレンフタレート、PET は、一般消費者に分かりやすいと考えられる。
結論	・ 「ポリエチレンテレフタレート」、「PET」を原料樹脂の種類を示す用語に追加し、「飽和ポリエステル樹脂」を原料樹脂の種類を示す用語から削除する。 ・ 「飽和ポリエステル樹脂」の一つであるポリブチレンテレフタレートの表示方法については（ほとんどないことも鑑み）整理した上で検討する。

② より柔軟な表示方法を認める

品目等	食事用、食卓用又は台所用の器具の「まな板」（合成樹脂加工品）
議題	縦、横、厚さの順で列記することを定める順次列記の規定を撤廃してはどうか。
見直しの理由	規制改革会議において、順次列記のような細かい規定はいたずらに難解であるという指摘があった。
結論	順次列記の規定は撤廃する。

品目等	共通（合成樹脂加工品）
議題	取扱い上の注意の表示方法について、「下げ札の取り付け、刻印又はラベルの貼り付け等本体から容易に離れない方法で行う」こととするただし書を削除し、他の表示事項と同様、消費者の見やすい箇所に分かりやすく表示すればよいこととしてはどうか。
見直しの理由	平成 26 年度意見交換会において、最近注意書きが多くなってきており、それを刻印するとなると狭い面積に入りきらないため、どこに刻印すればよいのかという声がある。刻印は見づらいこと、表示場所が限られていることから、業界としても表示方法には困っているとの意見が出された。
結論	ただし書を削除し、基本的に消費者の見やすい箇所に分かりやすく表示すればよいとする方向で考える。細かな部分は引き続き業界と調整する。

品目等	共通（合成樹脂加工品）
議題	耐熱温度の試験の起点温度（50℃）について、原料樹脂の特性を勘案し、相応の温度を起点としてもよいように見直してはどうか。
見直しの理由	耐熱温度の試験は 50℃を起点に 10℃おきに実施となっているが、ポリアミドなど耐熱温度が高い樹脂の場合、試験に手間と時間がかかる。例えば、表示温度の-20～+10℃を起点にすれば合理化が図れる。
結論	50℃を開始温度とする規定を残しつつ、原料樹脂の特性を勘案し、相応の温度を起点としてもよい旨をただし書として追記する。 - 温度については、日本プラスチック工業連盟と調整し、参考値を検討する。

(3) 電気機械器具における見直し

② より柔軟な表示方法を認める

品目等	電気洗濯機、電気冷蔵庫（電気機械器具）
議題	順次列記の規定を撤廃してはどうか。
見直しの理由	規制改革会議において、順次列記のような細かい規定はいたずらに難解であるという指摘があった。
結論	順次列記の規定を撤廃する。

③ 消費者が理解できない表示を改める

品目等	電気ロースター、電気ホットプレート（電気機械器具）
議題	電気ロースターの「種類」、「焼き網の寸法」及び電気ホットプレートの「プレート」について、削除することができるか。
見直しの理由	平成 26 年度意見交換会において、消費者が理解可能な必要最低限の表示内容であるかを考えたとき、電気ロースターの「種類」は外見上判断できるため表示を義務化する必要はなく、また電気ホットプレートの「プレート」も消費者にとって特に必要ないのではないかという意見が出された。 ただし、「プレート」に関しては平成 9 年改正時、プレートのみを取り外し丸洗いが可能かの判断が消費者ができず、製品の多様化に伴い明確に区別する必要がある理由から「種類」から「プレート」に見直しており、不必要の場合は実態に即した理由が必要。
結論	- 電気ロースターについて、焼き網の寸法に代わる表示の案、種類は外観から判別可能であることが分かる写真、業界における議論を確認の上、対応を検討する。 - 電気ホットプレートについて、業界において、平成 28 年 4 月を目処に、「プレート」の種類ごとに「プレート」が洗えない製品の有無を整理し、その結果を踏まえ品目を削除するかどうか検討する。

⑥ その他

品目等	共通（電気機械器具）
議題	家表法の他にも、省エネ法や電安法等電気機械器具を適用対象とする法律が複数ある。家表法の対象となっている品目の中には、全ての表示事項を他法令に一元化できる品目があるのではないか。 【想定される対象品目】 家表法の対象品目中、省エネ法の機械器具等に係る措置に規定される特定エネルギー消費機器（トップランナー制度対象機器）以下6品目 ・ ジャー炊飯器 ・ 電気冷蔵庫 ・ エアコンディショナー ・ テレビジョン受信機 ・ 電子レンジ ・ 卓上スタンド用けい光灯器具
見直しの理由	同一の品目の表示について複数の法律を参照しなければならず煩雑であるため。
結論	法の整理上、家表法で表示が不要になった際に家表法の対象から外して省エネ法のみを対象とすることは考えられるが、一元化が議論されていた6品目について、現段階では家表法の趣旨に鑑みて表示が不要とは言えず、今回品目削除及び一元化を行うことはできない。

品目等	卓上スタンド用けい光灯器具（電気機械器具）
議題	卓上スタンド用けい光灯器具について、「けい光灯」を「蛍光灯」と表記してはどうか。
見直しの理由	電気用品安全法等の他法令や法令用字用語必携では、「蛍光灯」の表記が用いられている。
結論	卓上スタンド用けい光燈器具について、品目名の「けい光灯」を「蛍光灯」に変更する。

(4) 雑貨工業品における見直し

① 消費者・事業者の双方にとってより分かりやすい表示とする

品目等	かばん（雑貨工業品）
議題	床革の種類を試験において判別できるのであれば、かばんにおける床革については、牛床革、馬床革、豚床革とも記載できるようにしてはどうか。
見直しの理由	牛革が使われていると表示されていたかばんについて国民生活センターで商品テストを行った結果、牛床革であったことが判明した事例があった。
結論	試験において牛床革と馬床革を判別することが困難であり、現行の規定でも括弧書きにより動物の名前を記載できることから、現行の規定のままとする。

品目等	机・テーブル、いす・腰掛け・座いす、たんす（雑貨工業品）
議題	材料・構造部材の種類を示す用語に関し、繊維板のうち JIS の基準を満たすものについて、繊維板に替えて MDF と表示してもよいこととしてはどうか。
見直しの理由	・ MDF は、JIS で定義がある。MDF と表示されて流通している商品は、JIS の定義に基づいていると思われる。 ・ 繊維板より MDF の方が一般に使われることが多く、消費者にとって分かりやすい。
結論	材料・構造部材の種類を示す用語に MDF を追加し、繊維板のうち JIS の基準を満たすものについては、繊維板に替えて MDF と表示してもよいこととする。

② より柔軟な表示方法を認める

品目等	ウレタンフォームマットレス、スプリングマットレス、机・テーブル、たんす、いす・腰掛け・座いす（雑貨工業品）
議題	寸法の単位について、「ミリメートル」で表示することとなっているが、「ミリメートル又はセンチメートル」とし、どちらの単位を使用してもよいこととしてはどうか。
見直しの理由	・ 海外ではセンチメートルでの表示が一般的である。 ・ 寸法の単位まで規定せず、消費者に分かりやすい表示を行う等、柔軟性があってもよいのではないか。
結論	ミリメートル又はセンチメートルのどちらの単位を使用してもよいこととする。試験はミリメートル単位で行って、許容範囲で小数点第一位を0にすることができるものは、小数点第一位について省略も可とする。

品目等	ウレタンフォームマットレス、スプリングマットレス、机・テーブル、いす・腰掛け・座いす、たんす、ショッピングカート（雑貨工業品）
議題	順次列記の規定を撤廃してはどうか。
見直しの理由	規制改革会議において、順次列記のような細かい規定はいたずらに難解であるという指摘があった。
結論	順次列記の規定を撤廃する。

品目等	スプリングマットレス（雑貨工業品）
議題	詰物の材料の表示順について、消費者への影響がないのであれば順次列記の規定を撤廃してはどうか。
見直しの理由	表生地に近い方から順に記載する規定は細かすぎる。また、消費者がそのことを理解していなければ意味がないのではないか。
結論	順次列記の規定を撤廃する。

品目等	かばん、革又は合成皮革製の手袋（雑貨工業品）
議題	かばんの「手入れ方法及び保存方法」、手袋の「使用上の注意」を靴等と同様に「取扱い上の注意」と変更してはどうか。
見直しの理由	3品目で表示内容が同じ内容でありながら使い分けなければならない、事業者から統一できないかとの要望がある。消費者も違いを意識しない。
結論	かばんの「手入れ方法及び保存方法」、手袋の「使用上の注意」を「取扱い上の注意」に変更する。

品目等	机及びテーブル、いす・腰掛け及び座いす（雑貨工業品）
議題	取扱い上の注意について、「製品の形状又は品質に応じて適切に」を削除し、「この場合において、該当しないことが明らかなときは、表示を省略することができる。」と加えてはどうか。
見直しの理由	日当たりのいい場所で使うガーデンファニチャーに「直射日光又は熱を避ける」旨を表示しなければならないなど、表示内容が使用目的にそぐわない場合がある。消費者にとって本当に重要な情報を、製品の特性を把握している企業が自ら判断して表示できるようにしてほしい。
結論	机・テーブル及びいす・腰掛け・座いすの「取扱い上の注意」については、事業者の判断により、明らかに必要でないものは省略可とする。

品目等	机及びテーブル、いす・腰掛及び座いす、たんす（雑貨工業品）
議題	取扱い上の注意の表示方法について、本体から容易に離れない方法で行うこととするただし書を削除してはどうか。
見直しの理由	取扱い上の注意について、本体の見えるところに付けるのは難しく、見えないところに付けた場合、消費者が確認するのが困難である。下げ札で表示した場合、購入者が表示を外す際に商品を傷つけてしまうケースがある。取扱い注意の内容については下げ札とは別の形で消費者に見える形で付けたいという事業者の要望もある。
結論	取扱い上の注意については、消費者が適切に見える箇所に表示を行うよう、「本体から容易に離れない方法で」表示するとともにただし書を削除する方向で進める。

品目等	食事用、食卓用又は台所用の器具（雑貨工業品）
議題	漆器類、強化ガラス製及び耐熱ガラス製の食事用、食卓用又は台所用の器具の取扱い上の注意の表示方法について、本体から容易に離れない方法で行うこととするただし書を削除してはどうか。
見直しの理由	販売の実態及び技術的観点から表示が困難なものがある。
結論	「本体から容易に離れない方法で」表示するとともにただし書を削除した場合、消費者に不利益が生じないよう、課題を整理の上再検討する。

品目等	漆又はカシュー樹脂塗料を塗った食事用、食卓用又は台所用の器具（雑貨工業品）
議題	他の品目と同様に、表示事項を「使用上の注意」から「取扱い上の注意」に変更してはどうか。
見直しの理由	強化ガラス製及び耐熱ガラス製の食事用、食卓用又は台所用の器具では「取扱い上の注意」となっており、統一したい。
結論	「使用上の注意」を「取扱い上の注意」に変更する。

品目等	なべ（雑貨工業品）
議題	取扱い上の注意について、製品に応じた表示ができるよう、該当しない場合は書かなくてよいこととするただし書を加えてはどうか。
見直しの理由	・ なべは材質が多様であり共通の表示を整理するのが困難なため、事業者側が説明できれば、該当しない表示を省略してもよいとするのが現実的である。 ・ 必要に応じて材質の限定範囲を定めているが、材質の進化によって、表示の必要性が疑問視される事項が見られる。
結論	・ 基本的には、現行の表示事項の括弧書きを全て削除し、該当しない場合は省略することとする方向で進めていく。 ・ 業界団体において、括弧書きを削除した場合に安全性等に支障が生じないか、SGの規定との整合性等について確認・整理し、消費者庁に提示する。

品名等	革及び合成皮革製の手袋、衣料（雑貨工業品）
議題	靴等と同様、人工皮革について合成皮革とも表示できるようにしてはどうか。
見直しの理由	・ 同じ素材であっても品目ごとに規定が異なるため、統一するのがよい。 ・ 海外ではシンセティックレザーと呼ばれており、両者は区別されていない。
結論	人工皮革について合成皮革と表示してもよいこととする。

③ 消費者が理解できない表示を改める

品目等	湯沸かし（雑貨工業品）
議題	容量について、現在の規程では満水容量を表示することとなっているが、実際に使用できる適正容量を定められないか。
見直しの理由	表示された容量と実際に沸かせる容量が異なることについて、容量に関する苦情・相談が寄せられている。
結論	適正容量（実際に沸かせる量）の基準を定めることは困難であるため、業界の自主的な表示及び誤解を与えない販売方法の工夫を推奨する。

品目等	ウレタンフォームマットレス（雑貨工業品）
議題	ウレタンフォームマットレスの硬さの試験方法をD法からA法に変更し硬さの表示を「数値（区分）」から「区分（数値）」に変更してはどうか。
見直しの理由	・ ISO に合わせ、耐荷重用途の軟質ポリウレタンフォームの JIS が改正され、試験方法が変更されており、国際整合化の観点からこれに合わせるのがよいのではないか。 ・ A 法に変更することにより、使用感のズレを改善できる。 ・ 硬さの表示について、数値（ニュートン単位）より、「かため」等の区分を中心に表示したほうが消費者は理解しやすいのではないか。
結論	・ 硬さの試験方法をD法からA法に変更する。これに伴い硬さの区分が変わってくるため、区分の見直しについて、業界が案を提示する。 ・ 硬さの表示を「数値（区分）」から「区分（数値）」に変更する。

品目等	スプリングマットレス（雑貨工業品）
議題	・ コイルスプリングの形状、数及び材料の種類の表示を削除してはどうか。 ・ 形状、数及び材料の種類を全て削除するとコイルスプリングである旨が表示されなくなるため、「連結式」等を「コイルスプリングの区分」という表示項目として追加するか、「材料」という表示項目を追加しその中で表示するようにしてはどうか。
見直しの理由	・ 難解な表示であり、消費者は理解できない。 ・ 技術の進歩や各社独自の工夫により、コイルスプリングの形状・数・材料の種類の表示が品質と直結しなくなっている。
結論	・ コイルスプリングの形状、数及び種類を表示事項から削除する。 ・ 「連結式」等の言葉は販売時に使用されていないため区分の追加は行わないが、「材料」を表示事項に追加し、「コイルスプリング」の次に括弧書きで詰物の材料を示すこととする。表示事項以外について任意で記載するのは異なっていなければ問題ない。

品目等	強化ガラス製の食事用、食卓用又は台所用の器具（雑貨工業品）
議題	取扱い上の注意に、耐熱に関する事項を表示してはどうか。
見直しの理由	・ 消費者は外見からは強化ガラスと耐熱ガラスを判別できない。 ・ 強化したことによって耐熱が少し上がるということはあるが、強化ガラスと耐熱ガラスは原料も目的も異なる。 ・ 消費者は表示を混同すると大怪我をすることになる。
結論	耐熱に関する事項を記載する方向で進める。解釈で補足説明をするなど、書きぶりは検討する。

④ 国際整合化を図る

品目等	サングラス（雑貨工業品）
議題	「可視光線透過率」及び「紫外線透過率」の算出方法について、ISO 規格と整合するための JIS 規格の改正又は新規制定を行うべきではないか。
見直しの理由	・ 可視光線透過率及び紫外線透過率の試験方法が ISO 規格にあるが、これに整合した JIS 規格が存在せず、日本独自の試験方法となっている。 ・ 可視光線透過率について、ISO 規格に基づく値と JIS 規格に基づく値は、レンズの色によっては許容範囲を超えるほど大きく異なる場合がある。（主に光源の違いによる差異）
結論	今回は改正は行わず、ISO 規格をいずれ JIS 化する話もあるため、JIS 化された際に、家表法の試験方法も見直したい。

⑤ 品質表示の適正化を図る必要性のある品目を追加する

品目等	魔法瓶（雑貨工業品）
議題	「ステンレス鋼製真空二重瓶の卓上用」と「ステンレス鋼製真空二重瓶の携帯用直飲み」については、流通量が多いことから家表法の対象とするのがよいのではないか。
見直しの理由	家表法ではガラス製卓上魔法瓶は対象である一方、ステンレス鋼製は対象外である等整合性がない。時流に合わせて対象範囲の見直しをしてはどうか。
結論	ステンレス製卓上用魔法瓶、ステンレス製携帯用魔法瓶（直飲み式）を対象に追加する。保温効力の表示時間については業界と相談する。

品目等	保温性を有する弁当箱（雑貨工業品）
議題	指定品目に追加してはどうか。
見直しの理由	・ ランチジャー、フードコンテナといった「保温性を有する弁当箱」の市場は拡大しており、平成 26 年度意見交換会において、家表法の対象品目化を求める意見が見られた。 ・ 使用上の注意の不適切な表示、表示通りの保温効力がないなどの表示に関わるトラブルが報告されている。
結論	今回は追加は行わず、将来的に魔法瓶の JIS に追加された際に、家表法でも対象としたい。JIS へのエントリー案が出来上がった段階で業界と消費者庁とで相談する方向。

品目等	フライパン（雑貨工業品）
議題	指定品目に追加してはどうか。
見直しの理由	現在家表法の対象となっているなべ以上に使用頻度が高い、なべに類する商品が増加している、種類の多様化により事故が増加し丁寧な表示が求められているなどの理由により、事業者から追加の要望があった。多数相談が寄せられており、国民生活センターでも複数の商品テストが実施されている。
結論	可能なタイプから対象として追加する。材料、範囲等については調整する。現状事業者が自主的に行っている内容を考慮する。

品目等	柔軟仕上げ剤（雑貨工業品）
議題	指定品目に追加してはどうか。
見直しの理由	- 出荷量ベースで平成 17 年から平成 26 年の 10 年間で 1.3 倍強の水準となっている。 - 柔軟仕上げ剤のにおいに関する消費者相談の件数が増加傾向にある（相談の大半はにおいに関するもの、次に多いの多いのは品質の変化に関するもの）。
結論	- 柔軟仕上げ剤を家表法の指定品目に加えても、消費者の苦情を解決することにつながらず、既に業界で対策が取られていることから、より一層の自主的な表示の充実を期待し、従来どおり事業者の自主性に任せることとする。 - 品質の変化（固化）については、業界で自主的に表示等を行うことを期待し、その後の様子を観察することとする。

品目等	合成ゴム製の食事用、食卓用又は台所用の器具（雑貨工業品）
議題	指定品目に追加してはどうか。
見直しの理由	・表示者名の未記載、取扱上の注意に関する相談が寄せられている。 ・昨今、合成ゴムの一種であるシリコーンゴム製の調理器具等が広く流通するようになったが、材質表示は各社バラバラで、消費者が正確な品質を認識できない状況である。 ・シリコーンゴム製の調理器具は、電子レンジやオーブンなど高温で利用できるものが多いが、使用方法を誤ると発煙・発火するおそれがある。（調理中に発煙・発火した事例を受け、消費生活センターによる商品テストあり）
結論	雑貨工業品の規程で「合成ゴム製の食事用、食卓用又は台所用の器具」として追加する。 ・品名の表示に際し、シリコーンゴムを使用したものは「シリコーンゴム」の用語を用いて表示することとし、その他の合成ゴムを使用したものは「合成ゴム」の用語の次に括弧書きで合成ゴムの種類の名称を示す用語を用いて括弧書きを行うこととする。 ・製品の一部に合成樹脂を使用したものについては、雑貨工業品の規程に基づいて表示を行う方向で調整する。また、合成樹脂規程に準じてその原料樹脂の種類を表示する。 ・耐熱温度、耐冷温度の試験方法は、合成樹脂加工品と共通とする。製品全体の温度を表示することとするが、耐熱温度の高い部分について別途任意で表示することは問題ない。 ・取扱い上の注意については電子レンジの使用可否、火のそばに置かない旨は表示事項とする。におい移り、変色、冷凍庫での破裂やひび割れについては該当しないものは除く、あるいは該当する場合は記載するとするような運用も考えたい。

品目等	熱可塑性エラストマー製品（雑貨工業品）
議題	指定品目に追加してはどうか。
見直しの理由	材料の一部に熱可塑性エラストマーを用いた製品が増えてきているが、材料表示として「熱可塑性エラストマー」、「TPE 樹脂」、「エラストマー」等が見られ、統一されておらず、消費者が正確な品質を認識できない可能性がある。
結論	・ 流通量等の実態がつかめないため、今回は品目の追加は見送る。 ・ どこかで熱可塑性エラストマーを加えるのが消費者に親切だという意見を反映し、合成樹脂規程に熱可塑性エラストマーを追加し、合成樹脂との混合品に限り表示対象となるようにすることを検討する。対象は食事用、食卓用又は台所用の器具のみとする。

⑥ その他

品目等	なべ（雑貨工業品）
議題	なべは、「鍋」と表記するのが適当ではないか。
見直しの理由	・ 法令用字用語必携では、「鍋」の表記が用いられている。 ・ 「鍋」は、平成 22 年に新たに常用漢字に追加された 196 字の 1 つである。
結論	なべについて、品目名を「鍋」に変更する。

品目等	人工皮革（雑貨工業品）
議題	定義について、不織布と織編物が組み合わされているものも特殊不織布に含まれることを実務提要に明記してはどうか。
見直しの理由	人工皮革の基材として用いる特殊不織布はランダム三次元立体構造を有する繊維層を「主とした」ものであればよく、不織布と織編物を組み合わせているものも含まれるが、「特殊不織布」という名称からはそれが分かりづらい。
結論	基材の定義について品目横断的に整理を行った上で、日本語として適切でない箇所を直し、定義で分かりにくい箇所を実務提要に明確に記載する。

※今回検討を見送った事項

品目等	革又は合成皮革製の手袋（雑貨工業品）
議題	「寸法」の表示事項を削除してはどうか
見送りの理由	測定対象である手囲いが消費者にとって分かりづらいのではないかとことから検討することとしたが、2009 年に JIS を統一した結果現行の規定となっていること、業界から S、M等のサイズ表示のみでは不十分であるとの意見があったことから議題に上げることは見送った。

5. 今後の見通しについて

5-1. 政令及び府令の改正について

規制改革実施計画において「政令で指定する品質表示義務がある品目について、社会の変化に柔軟かつ迅速に対応する観点から、品目の指定の在り方を検討し、結論を得る。」とされたことを踏まえ、表示が必要となる家庭用品について家庭用品品質表示法施行令（昭和 37 年政令第 390 号。以下「政令」という。）で全品目を指定することを改め、指定品目の一部を家庭用品品質表示法施行規則（昭和 37 年通商産業省令第 106 号。以下「府令」という。）で定めることとする政令改正を行った（平成 28 年 3 月 15 日閣議決定）。これに伴い個別の品目を定めるよう府令の改正も行っており、政令・府令とも平成 28 年 4 月 1 日に施行することとしている。

なお、この政令・府令改正において、指定される品目自体に変更は生じない。次に述べる告示改正を行う際に併せて再度府令を改正し、本事業で追加が決まった品目についても指定を行う予定である。

5-2. 告示の改正について

本事業において決定した事項については、必要に応じて業界等との調整を行った上で、平成 28 年度以降に 4 つの告示（繊維製品品質表示規程、合成樹脂加工品品質表示規程、電気機械器具品質表示規程、雑貨工業品品質表示規程）を順次改正し、反映していく予定である。改正に当たっては、消費者団体等の意見を踏まえつつ、消費者委員会への諮問、パブリックコメントの実施等、所要の手続を経ることとなる。

なお、施行に当たっては、業界等と調整の上、十分な経過措置を設けることとする。

6. 参考資料

6-1. 勉強会の議事要旨

以下の勉強会の議事要旨を次ページ以降に掲載する。

<勉強会>

繊維製品	第1回	平成27年12月10日（木）10:00～12:00
	第2回	平成28年2月16日（火）13:00～15:00
合成樹脂加工品	第1回	平成27年11月18日（水）10:00～12:00
	第2回	平成28年2月9日（火）10:00～12:00
電気機械器具	第1回	平成27年11月10日（火）10:00～12:00
	第2回	平成28年2月1日（月）15:00～17:00
雑貨工業品	第1回	平成27年11月5日（木）15:00～17:00
	第2回	平成28年2月10日（水）15:00～17:00
	第3回	平成28年2月19日（金）15:00～17:00
繊維製品及び 雑貨工業品		平成28年3月1日（火）13:30～15:30

家庭用品品質表示法に関する見直しの勉強会

第1回分科会（繊維製品） 議事要旨

○日 時：平成27年12月10日（木）10:00～12:15

○場 所：東京海上日動リスクコンサルティング株式会社 応接室1

○出席者：委員5名、消費者庁、東京海上日動リスクコンサルティング(株)

オブザーバー：協同組合関西ファッション連合、全日本帽子協会、
（一社）日本インテリアファブリックス協会、
日本織物中央卸商業組合連合会、日本靴下工業組合連合会、
（一社）日本スポーツ用品工業協会、
経済産業省（繊維課、日用品室、製品安全課）、
東京都（生活文化局 消費生活部）

○議 事：

① 品目指定の在り方

② 討議

（1）品目の追加（帽子）

（2）対象範囲の明確化（靴下）

（3）繊維の指定用語

○意見交換、質疑（太字は事務局）

◎ 品目指定の在り方

政令には閣議決定が必要であり、現在内閣法制局と審議している。法律に「政令で指定する」となっている以上、全ての品目を内閣府令で定めるのは難しいとの指摘があったため、流通量等を勘案して政令で指定する品目と府令で指定する品目を分けることになりそうである。

なるべく早く改正を行いたい、内閣法制局審議中であり、時期は未定である。

(1) 品目の追加（帽子）

帽子を品目に追加してはどうか。

定義の案は東京都条例を参考としており、基本的には、家庭で使用するか、洗濯をするか、という観点で定めたいと考えている。

- ・業界としては追加してほしい。

帽子の素材は天然草木やフェルト、紙もあるため、繊維製品の定義について議論したい。

- ・装飾性の高いものは対象とならないとのことだが、装飾性が一番判断に困る。
- ・サンバイザーを対象とするべきかどうかは難しいところである。素材が判断のポイントとなり、プラスチック、樹脂、ばね、金属や強化プラスチックが入っているものは帽子業の工場では作れないので、対象となると苦しい。
- ・繊維以外の素材も大体表示している。対象にならない場合、同じ帽子売り場で表示があるものとないものが販売されていると、消費者が混乱すると思う。販売するときに、表示のあるなしで説明ができる・できないとなってしまう。
- ・革製の帽子についても洗濯方法についての相談を受ける。革製のものも対象としてほしい。
- ・洗濯表示が国際整合化されるに当たり、輸入品のうち対象とならないものについて、海外で表示が付けられたものをそのまま販売するとトラブルの原因になるのではないかと。
- ・天然草木も帽子については、現在、指定外繊維とし括弧書きで天然草木の種類を記載している。
- ・全ての帽子に表示が義務付けられた場合、業界は対応できないのではないかと。
- ・東京都条例の対象となるものに加え、自主的に表示を行うのが現実的なのではないかと。

⇒帽子を品目として追加し、「繊維の組成」及び「家庭洗濯等取扱い方法」を表示事項とする。

繊維製品のみを対象とし、そのほかのものについては規制改革会議の趣旨からも事業者の自主性を考慮して最低限の規制にとどめ、自主的に表示してもらいたい。

(2) 対象範囲の明確化（靴下）

靴下の対象範囲を明確にし、ガイドブック、実務提要に記載することにより、新しい製品や多様な呼び方があり得る製品についても文言から判断できるようにしてはどうか。

- ・股が繋がっていないものはズボンの対象にはならないと思う。靴下はどこかで「つま先、かかとがあるもの」と定義されており、スパッツやレギンスを靴下に入れられなかった。
- ・普通のズボンや下着（股引）、靴下で使われている素材と、スパッツやレギンスで使用されている素材は、そう変わらず、綿混、麻混、ナイロン等である。
- ・靴下は略式表示ができるので、多い順に2つを記載し、あとはまとめて「その他」で表示している。
- ・レッグウォーマーが対象外であることに問題は無い。自主的に表示すればよい。
- ・外で着用するに当たり見えても問題ないかどうかは製造者の考え方による。

⇒靴下の対象範囲について、ガイドブック、実務提要に記載することにより、新しい製品や多様な呼び方があり得る製品についても文言から判断できるようにする。現行の運用マニュアルの文言を一部修正し掲載することとする。

(3) 繊維の指定用語

指定用語について、委員より改正案の提示があった。

- ・JIS にない用語については、業界において使用頻度の高い用語より提案。
- ・①複合繊維の新しい表示方法（繊維名を指定用語又は商標を用いて2種類まで表示できるようにする）、②指定外繊維の理解しやすい体系（繊維の分類ごとに従来の毛と同様に「その他のもの」という枠を作る）を提案する。

⇒具体的な議論は次回行う。

以上

家庭用品品質表示法に関する見直しの勉強会

第2回分科会（繊維製品） 議事要旨

○日 時：平成28年2月16日（火）13:00～15:25

○場 所：東京海上日動リスクコンサルティング株式会社 応接室1

○出席者：委員5名、消費者庁、東京海上日動リスクコンサルティング(株)

オブザーバー：協同組合関西ファッション連合、

（一社）日本インテリアファブリックス協会、全日本帽子協会、

日本織物中央卸商業組合連合会、（一社）日本スポーツ用品工業協会、

日本毛布商業組合、経済産業省（繊維課、日用品室、製品安全課）、

東京都（生活文化局 消費生活部）

○議 事：

① 品目指定の在り方

② 討議

（1）はっ水性

（2）品目の追加（帽子）

（3）毛布特例の廃止

（4）マフラー、スカーフ及びショールの家庭洗濯等取扱い方法の表示

（5）繊維の指定用語

（6）裏生地

○意見交換、質疑（太字は事務局）

◎ 品目指定の在り方

ほとんどの品目を政令で指定するが、その他類するものとしていくつかを内閣府令で指定することとする。政令で指定するものと、府令で指定するものを分けるに当たっては、日本標準商品分類に基づいて分類し、繊維については委員に提出したいといった資料に基づく使用頻度、繊維製品については流通量等を参照して総合的に勘案した。

パブコメで意見集約を行った後、3月中旬に政令について閣議決定を行い府令と併せて公布、4月1日に施行する予定である。この改正では品目自体に変更はなく、勉強会で議論しているものについては消費者団体等に諮った後、平成28年度中に改正を始める予定である。

- ・「その他」のものについて、「これらの他の～」とせずに「これらに類する～」とすると、定義が不明確となり新たな繊維が出てきたときに困るのではないか。
- ・ポリアクリルニトリル系合成繊維は使用量が多い。これを政令で指定しないのはなぜか。

⇒「これらに類する～」としたのは他の法令の用例を参照して検討した結果である。

繊維の使用量については統一的な統計がとれなかったため、法令審査の過程で入手できた資料に基づき整理することとなった。

(1) はっ水性

平成9年にも検討し、デメリット表示の義務付け、品質誤認の防止という観点から必要であることから表示事項として残した。現在もこの事情は変わってなく、現状の規定を維持するのがよいのではないか。

- ・はっ水性についてレインコートのみ表示の仕方が指定されている状況であり、レインコートを初めて扱った事業者、事情をよく理解していないことから適切な表示ができていなかったという事例もある。表現の仕方にもう少し自由度があればよい。
- ・レインコートを取り扱っているのは小規模な事業者が多く、規定を緩和した場合に細かいところまで自主的に書くか疑問である。ゲリラ豪雨の際に水がしみた、という苦情が多いが、はっ水とは「水をはじきやすい」ことにとどまるということを表示する必要がある。耐水、防水といったものは任意で表示すればよい。

⇒当面、現行の規定を維持する。

(2) 品目の追加（帽子）

前回の議論で、帽子については家表法に追加する方向となったが、対象とする範囲についてどう定義するか。東京都の条例に準じ、基本的には繊維製品の帽子としたい。東京都では織物又は編物の割合が50%以上と定めているが、この点は外そうと考え

ている。繊維製品のみを対象とし、他の製品についても法律にならってまずは自主的に表示をしていただければと思う。なお、細かい範囲については、告示ではなく、解釈で決めることとしたい。

- ・東京都条例では、対象となる実用帽子と対象とならないファッション帽子の違いが分からず、どこまでが対象となるか識別が難しい。水洗いの可否で分ければよいのではないかな。
- ・帽子業界は構造が複雑であり、小さい企業も多く、業界への負担が大きい。
- ・洗濯の可否のみならず、素材も消費者は関心があるだろう。輸入物には表示があるが日本のものにだけ表示しないのは国際整合化の観点からも疑問である。革製衣類と比較してなぜ帽子だけ対象範囲が制限されるのか。革製帽子は対象外ではあるが任意表示を推奨するのが小売業界の意見である。

⇒実用帽子とファッション帽子の定義について、解釈で記載できるところは記載する。

(3) 毛布特例の廃止

毛羽部分である旨を付記すれば他の部分の繊維についての表示を省略できるという毛布に関する特例を撤廃してはどうか。業界としても既に全体部分を表示するというガイドラインを作成し、運用していると伺っている。

- ・よこ糸がカシミヤであってもたて糸に羊毛やポリエステルを使っているものについて「カシミヤ毛布」とするのは不適正となるため、ガイドラインでは「カシミヤ（毛羽部分）」というように（毛羽部分）と付記した呼称を用いた。（毛羽部分）を入れられない場合は、ウール入りカシミヤ毛布とかウール混カシミヤ毛布といった分かりづらい表現になってしまう。業界としては2年半前にガイドラインを発行しており、アウトサイダー以外はほぼガイドラインに沿った表示が行われている。たて糸は強度をつけるもので、よこ糸で肌に触れる毛羽を構成しているということを各社付記しており、組合としても推奨している。毛羽という呼称をガイドラインでも定めており、引き続き使用したい。
- ・家表法で呼称まで定めているものは他になく、毛羽部分の表示についてはガイドラインで徹底すればよいのではないかな。法で規定すると毛羽部分と必ず表示しなければならなくなる。

⇒特例は廃止する。廃止後の表示について実務提要等にどのように記載するか引き続き調整する。

(4) マフラー、スカーフ及びショールの家庭洗濯等取扱い方法の表示

今年12月から海外と取扱い表示が同じになる。これにより、現在家表法で取扱い表示が義務づけられていない品目についても表示が付いて輸入されてくる。海外と日本では生活習慣や消費者の意識が相違するため、洗濯方法や取扱い方法も異なり、マフラー、スカーフ、ショールについてトラブルが起こるのではないかなと思われる。これらの品目に取扱い表示を新たに付けることはできるか。付けるにあたり、縫付

けは可能か。ただ、これらの品目について新たに取扱い方法を規定した際に事業者は対応できるのか、また、取扱い表示は縫い付けが必要であることから、それも併せて業界のご意見を伺いたい。

- ・これらの品目について、輸出しているため、取扱い表示を自主的に付ける業者も増えている。
輸入品では、生活習慣の違いからシルクやウールでも水洗い可能と表示が付いている場合が多い。
- ・縫い付けることで商品を破壊するおそれがあるほか、表示の取り外しを希望する消費者もいる。シール等表示方法に特例を出してもらえると良い。
- ・ISO の本文では洗濯表示の方法について（全ての製品で）「記号の記載が不可能な場合はパッケージなどに表示することができる」となっているが、JIS の新洗濯表示では、日本では家表法に従うことになっている。海外では縫い付けが必須となっていない。
- ・都条例では帽子について、取り付けられない場合は下げ札や貼り付けを認めている。

⇒マフラー、スカーフ及びショールの家庭用洗濯等取扱い方法については、表示を行う方向で前向きに検討を進める。なお、縫付けによる消費者へのデメリットも踏まえ、表示の仕方について引き続き調整する。

(5) 繊維の指定用語

指定用語案としては①「リヨセル」を追加、②指定外繊維を廃止して指定用語にならないものは植物繊維、動物繊維等の各分類の中に「植物繊維（〇〇）」の形で盛り込む、③「プロミックス」「ポリクラール」を指定用語から削除、④複合繊維に関して、「複合繊維」の用語を用いて繊維名を２種類書けるように条文で定める、としてはどうか。前回、帽子を想定して追加を御提案いただいた「天然草木」については、表示義務のある繊維との混合品が多数あるという根拠がないため、追加は行わない。実務提要等に「天然草木は植物繊維にはあたらない」や「帽子の場合は天然草木や紙と記載するのが望ましい」等、解釈として記載し、表示の際の参考とできるようにしたい。

- ・改正に当たり、基本的な方向性を実務提要等に記載してほしい。
- ・改正案では、毛のみ、指定用語に入っていない場合どう表示すればよいか分からなくなっているため、今後調整したい。
- ・商標権の所在についても整理する必要がある。
- ・指定用語となっている繊維かどうかの判別が難しいものも含め、各分類の繊維を総合的に表示してもよいこととしてほしい。
- ・「再生繊維」、「半合繊維」というような分類を消費者が理解できるのか疑問である。
- ・羽毛が繊維ではないとすると、繊維の定義が分からない。天然草木であれば、試験機関から糸状のものは「指定外繊維〇〇」、繊維状にしているものは「天然草

木繊維」、そうでないものは「天然草木」と書くよう言われているが、繊維の定義が分からないと書き方に困る。

- ・蜘蛛糸繊維は作り方から考えると合成繊維であるが、合成繊維となるのか動物繊維となるのかまだ分からない。各分類の定義をはっきりさせておかないと新しい繊維が出てきたときに分類に困るのではないか。（頻繁に起こることではないので、「JIS に定めればよい」、「その都度消費者庁の判断を仰げばよい」との意見もあり。）
- ・植物由来の繊維は植物の状態で、動物由来の繊維とは動物から採取した時点で繊維状になっているという解釈である。初めの案では、半合成繊維は植物系再生繊維に含まれ、人工的に作り出すものについては植物系再生繊維と合成繊維で分ける考え方であったと思う。その分類であればそれほど難しくない。天然から採取したもの、それを加工したものでなければ全て合成繊維に入る解釈とし、繊維名が不明であれば合成繊維（〇〇）としたらよいと思う。

⇒JIS にないものについては業界で定義を検討していただけないか。

コンジュゲート繊維（複合繊維）について、「表示することができる」と定めを置いてはどうか。

- ・海外製品等を含め全部の複合繊維について繊維を2種類表示するのは難しい。2種類表示しても従来どおり表示してもよいとなればありがたいが、両者が混在すると消費者が誤認するのではないか。
- ・複合繊維について混用率を厳密に算定するという案ではない。
- ・実務提要に載っている商標の表にならって、複合繊維の表を作成する必要がある。

⇒「複合繊維」について導入する方向であるが、デメリットについて意見を聞きながら再検討する。

- ・「カシミア」と「カシミヤ」を両方指定用語とすることは法律上可能なのか。

⇒JIS にない書き方であり、根拠となる資料がないと法令審査を通らない可能性がある。

(6) 裏生地

昭和 52 年の段階で、裏生地が通常用いられることが多い製品について裏生地を表示するよう規定したという経緯がある。その後製品の繊維組成が変化し、裏生地が通常用いられるようになった品目があれば裏生地も表示対象としたい。

- ・裏生地の使用が多い品目を挙げるとすればズボンであり、ズボンはほとんど裏生地を表示してある。紳士のスーツでズボンは表地のみ表示するというような業界の慣習があるほか、表生地と裏生地が同じポリエステルで省略しているかもしれないという例外があるぐらいである。

- ・革手袋も裏生地はあり、裏生地がシルクやカシミアはわりとしっかり表示されているが、繊維の手袋の裏生地は一般的ではない。
- ・ズボンの裏生地の使用量が 5%以上のものが多い。ジーンズなどはないが、紳士スーツや婦人パンツは表示すべき。

⇒ズボンについて、裏生地の表示を行う方向で検討する。

以上

家庭用品品質表示法に関する見直しの勉強会

第1回分科会（合成樹脂加工品） 議事要旨

○日 時：平成27年11月18日（水）10:00～12:00

○場 所：東京海上日動リスクコンサルティング株式会社 応接室1

○出席者：委員5名、消費者庁、東京海上日動リスクコンサルティング(株)

オブザーバー：合成ゴム工業会、シリコン工業会、(一社)日本合成樹脂技術協会、
(一社)日本ゴム工業会、
経済産業省（化学課、日用品室、製品安全課）

○議 事：

① 品目指定の在り方

② 討議

(1) 品目の追加

①合成ゴム製の食事用、食卓用又は台所用の器具

②熱可塑性エラストマー製品

(2) 原料樹脂の種類を示す用語

③ 海外実態調査

○意見交換、質疑（太字は事務局）

◎ 品目指定の在り方

表示義務のある品目について、社会の変化に柔軟かつ迅速に対応する観点から、内閣府令でも品目指定をできるよう政令改正を行っており、現在内閣法制局の審査中である。法律において政令で品目を指定となっているため、ある程度政令で品目指定を行う必要がある。流通量等を勘案しどの品目を政令で指定し、どの品目を内閣府令で指定するか検討している。政令ではなるべく具体的な品目ではなく上位概念を定めるにとどめたいが、政令で具体的に定める品目も出てくると思う。

(1) 品目の追加

① 合成ゴム製の食事用、食卓用又は台所用の器具

「合成ゴム製のまな板」の対象範囲を拡大し、「合成ゴム製の食事用、食卓用又は台所用の器具」として品目追加を行ってはどうか。

- ・シリコン、シリコンゴム、シリコン樹脂等、名称が混在しており用語の統一を希望している。

JIS ではシリコーンゴムという表現を使っており、シリコーンゴムが正しい名称である。シリコンゴムという用語は勝手に世の中で作られてしまったものだと思う。シリコーン樹脂はシリコーンを細分化したものである。シリコンとシリコーンは違う。

- ・100円ショップでもシリコーンゴム製品が増えている。
シリコーンゴム業界としては、台所用品でシリコーンゴム製以外があるのかどうかに関するデータは把握していない。
- ・ステンレス網状のバスケットの底についている滑り止めのキャップやシンクの排水口カバーはシリコーンゴムではない合成ゴムであると思う。
パーツではなく本体として使っているものはあまりない。
- ・現在シリコンスチーマーは（業界では）ほとんど作っていない。
- ・まな板をシリコーンゴムだけで作っているところもあまりなく、プラスチック等の異素材とコラボし、四隅に滑り止めとして使うなどしている。
- ・表面側がシリコーンゴムのへらについて、シリコーンゴムと合成樹脂の混合品であり、合成樹脂の規定に則って表示し、シリコーンゴムの部分は表示対象外ではあるが家表法に準拠して表示している、という会社もある。シリコーンゴムの表示をするところもあれば、合成樹脂の表示だけというところもあり、各社の対応が異なっている。
- ・シリコーンゴム単体の製品も存在するが、使い勝手の点から考えて硬い材料と組み合わせた商品が出てくると思う。

合成ゴム製の食事用、食卓用又は台所用の器具が雑貨工業品として追加されると、合成樹脂との混合品について合成樹脂加工品と雑貨工業品のどちらの規程に基づいて表示すべきかという議論が出てくる。

消費者にとっては材料によって2つの規程に分けるのは親切ではないのではない。台所用品の括りは絶対に外さない方がよい。

- ・シリコーンゴム製品はシリコーンゴムと表示し、それ以外の合成ゴムに関しては若干統一されていないが、SBRのようにゴムの種類を英語表記している業者もある。
- ・シリコーンゴム製品はシリコーンゴムと表示することとするのがよい。事業者としても耐熱性が高いことを売りにする商品が多いし消費者にとっても分かりやすい。

シリコーンゴム以外の合成ゴムについては合成ゴムと表示し、括弧書きでSBR等と表示してもよいかもしれない。

- ・ほとんどのシリコーンゴム製品はそれ以外の合成ゴム製品よりも高い温度で使われ、消費者は炒め物で使えるのかという視点で商品を選択すると思われる。合成ゴム製の、シリコーンゴムと見た目が似たような、軟質のヘラとかスプーンでは、熱いものには使用できずジャムを塗る用途専用のものがある。材質の表示で分けるという意味ではシリコーンゴム製品とそれ以外の合成ゴム製品は分けて表示してグループ分けした方がよいと思う。
- ・品目の指定としては、合成ゴム製の食事用、食卓用又は台所用の器具とし、シリコーンゴム製品に関しては表示方法を独自に定めるという棲み分けが必要である。
- ・シリコーンゴム以外の合成ゴムは取扱い上の注意として高温・低温で使う商品ではない旨を表示した上で、耐熱・耐冷温度の試験をやらなくてもいいのではない。
- ・シリコーンゴムの耐熱温度は200℃ぐらいであり、耐熱試験を（合成樹脂の耐熱温度の試験方法と同様の）50℃からスタートするのは時間がかかり非現実的である。
検査機関としては一概に50℃からスタートするのではなく、ある程度あたりをつけて開始温度を決めている。相応の温度から開始しても許容されるような規定だとよいと思う。
- ・JISにシリコーンゴムの試験方法は存在するが、合成樹脂加工品の食器と同様にJIS S2029に基づいて試験するのがよい。まな板は食器ではなく、JIS S2029には入っていない。
- ・取っ手がナイロンで先端がシリコーンゴム等、混合品の耐熱・耐冷温度をどう試験するか。
- ・寸法については合成樹脂加工品の規定に準じるとよい。
- ・追加するときには経過措置を設けてほしい。

・国民生活センター等に来た相談を解決できるような表示にしなければならない。
⇒合成ゴム製の食事用、食卓用又は台所用器具を雑貨工業品として追加する。

シリコンゴム製の商品は「シリコンゴム」と表示する。

寸法表示は合成樹脂加工品の規定に準ずることとする。

② 熱可塑性エラストマー製品

熱可塑性エラストマー製の食事用、食卓用又は台所用の器具を、品目として追加する必要があるか。熱可塑性エラストマーに関して誤った表示がなされ消費者が正確な品質を認識できない状況であると推測されるが、具体的な相談件数や流通実態のデータがない。なお、熱可塑性エラストマーは合成ゴムにも合成樹脂にも含まれない（合成ゴムと熱可塑性エラストマーを合わせて「エラストマー」という）。

- ・クッション的要素として足部分や持ち手等、部分的に使われている。
- ・熱可塑性エラストマー単体の製品も存在はする（例：弁当箱に入れるカップ）。
- ・製品が溶けるという話はあまり聞かない。
- ・熱可塑性エラストマーと合成ゴムは加工方法が異なるが、消費者は硬いか柔らかいかで素材を判断する。どちらもやわらかいため、両者の区別はつかないだろう。
- ・熱可塑性エラストマーは、金属や合成樹脂との混合品としてよく用いられる。
- ・混合品について、耐熱温度の表示を行っている。表示しないと消費者から質問がくる。
- ・混合品の場合、試験機関としては先に変形した材質の耐熱温度を試験結果とする。
- ・誤って電子レンジや食洗機で使用して溶けたり変形したりすることを防ぐために、耐熱温度は表示すべきだと考えている。家表法の対象外とすべきではない。
- ・熱可塑性エラストマーは海外ではエラストマー的弾力をもったサーモプラスチック（熱可塑性物質）として、TPE（Thermo Plastic Elastomer）と呼ばれ、合成樹脂に分類されている。
TPE というのは世界的用語でもある。
- ・熱可塑性エラストマーにもスチレン系、ウレタン系等いろいろな種類があり、耐熱温度等も異なる。
- ・熱可塑性エラストマーの方がシリコンゴムよりコストが安い。そのため、歯ブラシのような安価な製品にも使用されている。
- ・シリコンゴムは熱硬化性であり、熱によって加工した後、再加熱しても融解したり柔らかくなったりしない。熱可塑性エラストマーは熱可塑性樹脂の配合を弾性が出るように変更して作ったものである。値段が非常に安いいため今後流通するのではないかな。
- ・熱可塑性エラストマーが分類上どう位置づけられるかは、いろいろな見方がある。ゴムに入れる。合成樹脂に入れる、どちらとも別のものである、と三者三様である。

今回表示について議論するに当たっては、JIS に基づき 3 つを違うものとして分けているという認識である。

- ・品目追加すると事業者に表示の義務が課されるので、品目追加の条件を整理しないといけない。

⇒次回引き続き検討する。追加する場合は理由を明確にしたい。

(2) 原料樹脂の種類を示す用語

「ポリエチレンテレフタレート」及び「PET」が他法令で用例がある。昨年の議論において、現行の規程にある「飽和ポリエステル樹脂」のうち、使用されているのはほとんどがポリエチレンテレフタレート（略称 PET）ではないかとの意見があった。「ポリエチレンテレフタレート」及び「PET」を用語に追加してどうか。（飽和ポリエステル樹脂はポリエチレンテレフタレートの上位概念である。）

- ・PET という略語を用語に追加してほしい。
- ・PET 以外の飽和ポリエステル樹脂はほとんどないため、もしあった場合はその他として「原料樹脂の種類を示す用語」を表示すればよいと思う。
- ・（飽和ポリエステル樹脂の一種である）「ポリブチレンテレフタレート」はひとつ使用例があったかもしれない。
- ・「飽和ポリエステル」、「ポリエチレンテレフタレート」及び「PET」の全ての用語を使用できると事業者の負担は軽減されるが、飽和ポリエステル樹脂を知っている消費者は非常に少ない。飽和ポリエステル樹脂と PET を同一若しくは別物と認識している消費者もいる。

消費者のプラスチックに関する認知度としては、PET が非常に高いのではないかな。

- ・飽和ポリエステル樹脂という用語を定めた当時は PET が現在ほど流通しておらず、上位概念を規定したのだと考えられる。
- ・小さい商品へは文字数が少ない方が表示しやすいので、ポリブチレンテレフタレートも「PBT」という略称を使えるとよいが、製品としてほとんどないのであれば、今は用語としては規定せず、「通称を示す用語」として業者の判断で「PBT」と表記してもよいのではないかな。

⇒「飽和ポリエステル樹脂」を用語から削除し、下位概念の「ポリエチレンテレフタレート」及びその略称である「PET」を用語に追加する。また、同じく飽和ポリエステル樹脂の下位概念である「ポリブチレンテレフタレート」も用語に追加するか、用語としては規定せず略称の「PBT」を業者が判断して表示するとするかは今後整理する。

以上

家庭用品品質表示法に関する見直しの勉強会
第2回分科会（合成樹脂加工品） 議事要旨

○日 時：平成28年2月9日（火）10:00～12:00

○場 所：東京海上日動リスクコンサルティング株式会社 応接室1

○出席者：委員5名、消費者庁、東京海上日動リスクコンサルティング(株)

オブザーバー：シリコン工業会、(一社)日本合成樹脂技術協会、
(一社)日本ゴム工業会、経済産業省（化学課、日用品室）

○議 事：

① 品目指定の在り方

② 検討事項に関する議論

(1) 寸法表示（まな板の順次列記）

(2) 耐熱温度・耐冷温度試験の起点温度

(3) 取扱い上の注意（表示方法）

(4) 品目の追加

① 合成ゴム製の食事用、食卓用又は台所用の器具

② 熱可塑性エラストマー製品

○意見交換、質疑（太字は事務局）

◎ 品目指定の在り方

政令で指定する品目と内閣府令で指定する品目は、日本標準商品分類に基づき類似といえる品目の有無や流通量等を総合的に勘案し、整理した。たらい、籠、バケツ等は日本標準商品の中分類に基づき住生活用品として括り、これらに類するものを内閣府令で指定できるようにした上で、可搬型便器、便所用の器具を内閣府令で指定することとした。内閣府令でも指定できるようになるのは住生活用品のみで、そのほかの品目を追加するためには政令改正が必要となる。

3月中旬に改正政令の閣議決定を行い、内閣府令と併せて20日前後に公布、4月1日に施行予定である。

(1) 寸法表示（まな板の順次列記）

現在は縦、横、厚さの順番で書くこととなっているが、消費者が分かりづらくなるのでなければ、順次列記の規定を撤廃したい。

- ・規定がなくても今までどおりの順番で書くと思う。

縦、横といった場所を示す言葉がなくどこを指すか分からない、というようなことはない。

⇒順次列記の規定は撤廃する。

単位について、ミリよりセンチの方がいいのではないかとの意見もあるが、台所用品には小さな製品もあるため、表示単位の見直しについては今回は見送る。

(2) 耐熱温度・耐冷温度試験の起点温度

昨年の意見交換会で、耐熱温度は変形した温度の -10°C 以下、耐冷温度は変形した温度の $+10^{\circ}\text{C}$ 以上というように「以上」「以下」と定めて事業者の自由性を持たせたらよいのではないかと消費者庁より提案したが、再検討の結果、「以上」や「以下」は本来の品質表示ということを考えると適正ではないと判断したため、この点について見直しは行わない。

耐熱温度の試験方法の起点を一律 50°C としている点について柔軟性を持たせたいが、開始温度を自由にすると高い温度で試験し変形した場合その -10°C を表示するような悪質な事業者が出てくるかもしれないため、 50°C を起点としつつ、原料樹脂の特性を勘案した相応温度を起点にすることもできるとしてはどうかと考えている。

相応温度について、実務提要にプラスチックの耐熱温度と耐冷温度について掲載しており、出所は確認できないが、数字が似ているのでおそらく日本プラスチック工業連盟のHPに掲載されている「主なプラスチックの特性と用途」ではないかと推測される。この表はどのように決まったのか。また、業界で一般的に使われているのか。

- ・この表は「こんにちは！プラスチック」という一般消費者向けのパンフレットの1ページであり、昭和40～50年代に何らかの測定または有識者で決めたかと考え

られるが経緯までは分からない。中身を定期的に見直しており、2012年に第6版を出し、現在次の版を見直し中である。この表について変更する予定はない。

- ・耐熱温度は試験片の大きさや用途、グレードによって異なり、この原料樹脂ならこの温度、ということとはできない。表の数字は、様々な業界・団体の方に集まって頂き、あくまで消費者向け資料として出したものである。
- ・家表法で参考にしてもらうのは良いが、温度のところだけを抜き出すとなると責任を持ってメンテナンスをする必要がでてくるため、内部での検討が必要となる。
- ・試験機関では、過去の経験則を参考に起点温度を変えることがある。日本プラスチック工業連盟の表も参考にしている。

⇒耐熱温度試験の開始温度については、50℃としつつ「原料樹脂の特性を勘案し、相応の温度を起点としてもよい」とこととする。日本プラスチック工業連盟と後日調整し、表の数字の妥当性を確保していただく。

耐冷温度は資料（実務提要）にも－30℃とあり、家庭用冷蔵庫の設定温度も－30、－40℃と考えると、現行のままとする。

(3) 取扱い上の注意（表示方法）

「下げ札の取り付け、刻印又はラベルの貼り付け等本体から容易に離れない方法で行う」ことを削除し、消費者の見やすい箇所に分かりやすく表示すればよいとすると、不都合はあるか。

その場合、50 cm³未満の商品は容量及び取扱い上の注意を省略できるという規定は撤廃したいが、どうか。

- ・風呂椅子は刻印が座面の裏側となるため見にくい。
- ・現実問題として刻印は見づらい。改正案は見やすい表示ができるため良い方向である。
- ・日本だけ規制が厳しい。輸入品には何も書いていないため、ラベルにして製品に貼っている。表示場所が取扱説明書でもよいとなると断然やりやすくなる。
- ・ざるは表示可能な場所が限られるため、50 cm³未満の商品は容量及び取扱い上の注意を省略できるという規定がなくなると困る。また、本体から離れて表示し、購入後に表示を確認できなくなると困る。
- ・表示場所として取扱説明書も認められるのであれば、50 cm³未満の規定を撤廃してもよいのではないか。

⇒雑貨規程の同様の議論も踏まえ、基本的に消費者の見やすい箇所に分かりやすく表示すればよいとする方向で考える。

例外となる品目・事項をつくるか及び書きぶりについては引き続き調整する。

(4) 品目の追加

① 合成ゴム製の食事用、食卓用及び台所用の器具

合成ゴム製の食事用、食卓用又は台所用の器具を対象品目として追加するに当たり、原則として合成樹脂加工品の食事用、食卓用又は台所用の器具と同様に分類し、それぞれの表示事項について合成樹脂加工品の規程を参考に必要なものを定めることとする。

合成樹脂加工品において「原料樹脂」としている表示事項は、他の雑貨工業品の表示項目とそろえ、「品名」としたい。品名について、SBR 等、シリコーンゴム以外の合成ゴムについて、「合成ゴム（SBR）」のように括弧書きで表示してもよい、とすることによりよい。

- ・シリコーンゴムも合成ゴムの一種であるから、「合成ゴム（シリコーンゴム）」と表示するのが自然なのではないか。
- ・表示する側にとっては、文字数は少ない方がいいので単に「シリコーンゴム」と書きたい。
- ・輸入品はシリコーンゴムかそれ以外の合成ゴムか全て確認しており、ほとんどがシリコーンである。
- ・合成ゴム製品という括りの中で品目名として「合成ゴム」と書く必要はあるのか。

⇒事業者、消費者ともに合成ゴムのなかでもシリコーンゴムであることが重要であることから、これを前面に出した表示にするためシリコーンゴムについては「シリコーンゴム」と表示し、それ以外のものについては提示の案のとおり括弧書きを行うこととする。また、現行の規程で合成ゴム製のまな板は材料を「合成ゴム」と表示することになっており、品目名として「合成ゴム」と書くのはそれにならったものである。

合成ゴムと合成樹脂加工品の混合品について、雑貨工業品と合成樹脂加工品のどちらの規程に基づいて表示することとするのがよい。繊維と皮革の混合品については、面積の割合の大きい方の規程によることとした上で混合している繊維の名称及び皮革の種類を表示することとしており、これと同様に定めることを考えている。

- ・混合品の割合の解釈は製品によって変わるため、重量や表面積の割合に関わらず、雑貨工業品の規程によることとするのがよいのではないかと。

⇒雑貨工業品の規程に基づいて表示する方向で精査し、後日調整する。

耐熱温度、耐冷温度の試験方法は、合成樹脂加工品の規程で引用している JIS S2029（プラスチック製食器類）を使うので問題ないか。なお、現行の合成ゴム製のまな板に関する規定では、別の測り方を定めている。

- ・試験機関では、合成ゴム製品の耐熱温度を測定する際は、家表法の合成樹脂加工品の測定方法を適用している。

合成ゴム製のまな板について、荷重をかけないことになるため評価が緩くなることについて議論していただければと思うが、荷重をかけないで変形を見るということで試験方法を統一するのが分かりやすいのではないかな。

- ・シリコーンゴムの耐熱温度は 200℃程度と思われるが、メーカーの申告と異なりシリコーンゴム以外の合成ゴムであるケースもあるため、150℃ぐらいから試験をしている。
- ・現在は製品全体の耐熱温度を測定している。混合品については、耐熱温度の低い素材に合わせた温度から試験を開始している。

⇒耐熱温度、耐冷温度の試験方法は合成樹脂加工品と共通とする。製品全体の温度を表示することとするが、耐熱温度の高い部分について別途任意で表示することは問題ない。

取扱い上の注意については何を表示すべきか。

- ・食べ物のおいが残ることはあるが、においがつきやすいという話は聞かない。使用前のおいについては、まれに気にする人もいるが一般的ではない。
- ・シリコーンゴムが電子レンジに不適合ということはあるが、複合している他の素材の耐熱温度が低ければ使用できない旨を表示するだろう。
- ・洗い方について、食洗器は通常の使用環境であれば問題なく使える。食洗器の乾燥するときの温度は 80～100℃程度を想定しており、100℃に耐えられれば食洗器の使用可能としている。
- ・火のそばに置いてはいけない。
- ・シリコーンゴムのみの製品は冷凍庫で破裂することはないが、混合品だと混合物や密閉度によっては破裂する恐れがあるかもしれない。表示の必要はないだろう。

⇒電子レンジの使用可否、火のそばに置かない旨は表示事項とする。におい移り、変色、冷凍庫での破裂やひび割れについては、該当しないものは除く、あるいは該当する場合は記載するとするような運用も考える。

② 熱可塑性エラストマー製品

熱可塑性エラストマー製品を品目として追加することは難しいが、合成樹脂との混合品について表示対象とできるよう考えたい。法令改正の観点からハードルが高い可能性があるが、合成樹脂加工品の規程中「原料樹脂の種類」を「原料樹脂等の種類」として熱可塑性エラストマーを入れ込むこと、第2条第1号の次に新たに号を追加し、熱可塑性エラストマーとの混合品については熱可塑性エラストマーも表示するよう規定すること、の2案を考えている。

対象について、合成樹脂加工品全般にすると、食事用、食卓用又は台所用の器具に限定するのではどちらがよいか。

- ・現状では、食事用、食卓用又は台所用の器具に限定するのでよいのではないかな。

- ・消費者の認知度や JIS で明確な対応がなされていない状況を鑑みると今回表示の対象とすることに疑問がある。

⇒対象は食事用、食卓用又は台所用の器具に限定する。

品目立てできるほどの追加の根拠はないが、シリコーンゴムでも合成樹脂でもない製品であり、消費者に情報提供できるようどこかで表示できるようにしたいという前回の議論を前提とし、熱可塑性エラストマーのみからなる製品は対象とできないものの、これに準じて事業者が表示をすることでより消費者に分かりやすくなるとの考えから、このような改正案となっている。

以上

家庭用品品質表示法に関する見直しの勉強会

第1回分科会（電気機械器具） 議事要旨

○日 時：平成27年11月10日（火）10:00～12:00

○場 所：東京海上日動リスクコンサルティング株式会社 応接室1

○出席者：委員5名、消費者庁、東京海上日動リスクコンサルティング(株)

オブザーバー：経済産業省（情報通信機器課、製品安全課）、
資源エネルギー庁（省エネルギー対策課）

○議 事：

① 品目指定の在り方

② 討議

(1) 品目名の変更（卓上スタンド用けい光灯器具）

(2) 表示の一元化

③ 海外実態調査の概要（報告）

○議事（太字は事務局）

◎ 品目指定の在り方

表示義務のある品目について、社会の変化に柔軟かつ迅速に対応する観点から、内閣府令でも品目を指定できるよう政令改正を行っており、内閣法制局と調整中である。どの品目を政令で指定しどの品目を内閣府令で指定するかについては現在検討中である。

- ・ 政令で指定する品目と内閣府令で指定する品目はどのような基準で分けるのか。
- ・ 去年の議論は全品目を内閣府令で指定する前提で行っていたと認識しているが、相当数を政令で指定することになるのか。
- ・ 内閣府令で指定することにより、品目から削除しやすくなると思っていたが、対象品目が慎重な議論なく増えるのではないかと懸念している。
- ・ 流通量の公的統計は、生産量が減少すると途中で調査をやめることもあり、一貫して数値をとるのは不可能だと思う。
- ・ 卓上スタンド用けい光灯器具については、業界団体に加盟していない会社が生産を行っているが生産量は把握していない。業界団体としては、住宅用蛍光灯シーリングライトについては生産終了する方向にある。

⇒法律で「政令で定める」と規定されている以上、全品目を内閣府令で指定するのは法制上困難である。政令で指定する品目と内閣府令で指定する品目を分けるに当たっては、流通量等を勘案している。

品目追加に当たって規制の必要性を検討した上で業界や経産省と協議を行う、というのは内閣府令で指定する場合も変わらない。

(1) 品目名の変更（卓上スタンド用けい光灯器具）

「けい光灯」を他法令や法令用字用語必携と同様に「蛍光灯」と漢字表記にする。

(2) 表示の一元化

電化製品を対象とした法律として家表法の他に省エネ法と電安法（電気用品安全法）がある。3つの法律はそれぞれ立てつけが異なり、「家表法で定めるものは除く」という規定ぶりになっている部分もある。他法令と表示が重複しているものについて一元化できるか、まずは電気機械器具のうち省エネ法の対象となっている「ジャー炊飯器」、「電気冷蔵庫」、「エアコン」、「電子レンジ」、「テレビ」及び「卓上スタンド用けい光灯器具」について見直しを検討する。

6品目の表示事項のうち、電子レンジの「外形寸法」及び「加熱室の有効寸法」、卓上スタンド用けい光灯器具の「用途及び照度」の3項目以外のものは省エネ法と重複している。全品目について表示している「使用上の注意」については省エネ法には規定がないが、電安法の表示義務が「家表法で定めるものは除く」となっており、家表法で表示しない場合、電安法により表示することとなる。

3つの法律は、それぞれ改正できるタイミングや手続が異なる。また、電安法の担当課からは、省エネ法に規定のない3項目について表示が必要かどうか検討し、それを踏まえ重複している6品目を家表法の対象から外して省エネ法及び電安法により表示させることができるか議論したい。消費者庁としては、電子レンジの外形寸法及び加熱室の有効寸法についての表示は必要と思っている。卓上用けい光灯スタンドの照度については、段階的に調整できる商品もあると思われるが、表示は必要か。

- ・一元化する場合、省エネ法では告示改正が必要となり、省エネ法関係の審議会にかけなければならない。省エネ法のこれまで規定のなかった項目を追加するに当たり、法律間の再整理の都合上との理屈は立つかもしれないが、どの程度審議が必要かは定かでない。省エネ法担当課としては、使用上の注意以外の全ての表示項目が重複している4品目については、省エネ法に一元化できる可能性はあると思う。
- ・卓上スタンド用けい光灯器具では、ほとんどの製品について照度調節が可能であり、2段階のことが多い。
- ・電子レンジについて、外形寸法は省エネ法の効率には関係ないが、加熱室の有効寸法は効率を算出するための容積の計算の参考となり、消費電力量を出すために必要なのではないか。
- ・法律で義務付けられなくても事業者としては外形寸法を表示するはずである。商品を購入する際に消費者にとって大変重要であり、店舗側も表示のないものを置かないだろう。表示を外せば消費者や店舗から苦情がくる。自主基準を作るまでもない。

通販でも表示はされているはずである。

- ・海外製品について、電子レンジの外形寸法と加熱室の有効寸法はアメリカ、ヨーロッパは表示しているが、中国製品はない。ウェブサイト広告では表記がある。

⇒電子レンジについて、表示義務がなくても外形寸法が必ず表示されるという担保がとれ、加熱室の有効寸法を省エネ法に追加できるのであれば、残りの表示事項は省エネ法と重複しているので整理がつく。

家表法の品目から外れないと省エネ法の対象とすることはできない。家表法から削除するためにはひとつも表示事項が残らないことが必要であるため、使用上の注意について他で定めることとなる。使用上の注意については法律の立てつけ上、家表法で定めない場合、電安法により表示することとなる。

なお、使用上の注意については平成9年に弾力性を持たせた書き方ができるよう改正しており、一律に表示義務をなくすことは難しいと考えている。

- ・電安法では解釈通達で使用上の注意を定めているが、改正のためには産業構造審議会にかける必要がある。

また、解釈通達にはIECに整合したJISを引用しているものがあり、議題に上がっている6品目はJISで使用上の注意に当たるものが定められている。

- ・家表法における使用上の注意について、それぞれがどのような観点で定められたかを整理する必要がある。
- ・電安法と家表法では使用上の注意として表示している内容が異なるため、6品目について現行の家表法の表示を同様の規定を電安法で行った場合、規定内容が混在し、分かりづらくなるのではないかな。
- ・電安法で使用上の注意を定めることとなった場合、現行の家表法で規定されているとおりに表示させる必要はないのではないかな。
- ・解釈通達の改正は必要最小限にとどめることとされているため、この改正内容だけで審議会でも議論できるかという心配もある。さらに、解釈通達レベルでは現在では使用上の注意という項目がなく、解釈通達がほぼ強制規格となっている現状において、書き足すためには議論が必要である。
- ・製造物責任法対策としても使用上の注意を書くことは浸透している。電安法の法律レベルで書くことが規定されていれば解釈通達で定めなくても問題ないのではないかな。
- ・家表法で定められている内容よりも多くの使用上の注意を表示しており、義務付けられなくても表示をやめることはない。
- ・これまで家表法の対象から外すに当たって、使用上の注意についてはどのように考えていたのか。使用上の注意を書く必要がなくなる、ということはある得ないだろう。使用上の注意以外の表示事項が削除されたため、品目としても削除されたのではないかな。
なお、平成9年に削除された扇風機は中小事業者やアウトサイダーが多そうである。
- ・現状、規制が3つの法律にまたがって混乱しており、どの法律を参照すればよいのか分からないので、家表法の対象から外れるとありがたい。
- ・複数の品目を扱っている事業者にとって、議題に上がっている6品目が家表法の対象から外れても分かりやすくなりならず、また使用上の注意について6品目のみ電安法で定めることとする理屈付けも難しいのではないかな。

⇒平成9年に削除した品目について、取扱い上の注意が表示事項として残った場合どう対処したかを消費者庁で確認する。また、表示項目が削除され、その前後で実態がどう変わったか業界に調査を依頼する。

以上

家庭用品品質表示法に関する見直しの勉強会

第2回分科会（電気機械器具） 議事要旨

○日 時：平成28年2月1日（月）15:00～17:00

○場 所：東京海上日動リスクコンサルティング株式会社 応接室1

○出席者：委員5名、消費者庁、東京海上日動リスクコンサルティング(株)

オブザーバー：経済産業省（情報通信機器課、製品安全課）、
資源エネルギー庁（省エネルギー対策課）

○議 事：

① 討議

(1) 寸法表示（順次列記）

(2) 品目指定の在り方

(3) 表示の一元化

(4) 表示の見直し

① 電気ロースターの「種類」及び「焼き網の寸法」

② 電気ホットプレートの「プレート」

○意見交換、質疑（太字は事務局）

(1) 寸法表示（順次列記）

寸法を表示する際、数字に「幅」や「高さ」という言葉が付記されているのであれば、順次列記を撤廃してはどうか。

- ・量販店ではプライスシールの近く、又はプライスシールそのものに寸法が表示されている。
- ・小さな製品に「幅」や「高さ」という言葉が表示されているかどうかは不明だが、カタログには幅、奥行、高さの順番で記載されており、取扱説明書も同様と思われる。

⇒順次列記は撤廃する。

(2) 品目指定の在り方の変更

「日本標準商品分類」に基づいて類似しているといえる品目があるかなどの基準に基づいて政令指定品目と内閣府令指定品目を整理したところ、法制局の審査の結果、電気機械器具については「電気ポット」、「電気ホットプレート」、「電気ロースター」について「その他これらに類する台所用電熱用品であつて内閣府令で定めるもの」として内閣府令で定めることとなった。

日本標準商品分類に基づく、「ちゅう房用電熱用品」のみ分類として括ることができ、今後新たに指定する際、この分類に当たるものは内閣府令で指定することとなる。全体的に日本標準商品分類に沿って考えているが、今後同分類が変わった際に家表法の分類も併せて変更するというものではない。

また、「家表法の対象品目として指定を続けるかどうかは家表法の目的に沿って判断を行う必要がある」というのが基本的な考え方であり、家表法の対象から外すのは家表法として表示が不要になった場合のみであるため、他法令で表示について規定することが予定されることを理由として政令から削除することはできない。

卓上スタンド用けい光灯器具は出荷量が減少し、また、LEDが主流になっているが、輸入品の統計がなかったこと、日本標準商品分類で括れなかったことから、政令指定を続けることとなった。

将来的に卓上スタンド用けい光灯器具を追加、又はLEDを追加する際には政令改正が必要となる。

また、電安法の対象となっており、他法令で規制されているものを入れ込む必要があるのかという議論もある。各メーカーともけい光灯に準じて表示しているとのことで、業界の自主基準で表示して問題ないのであればわざわざ規制する必要はないのではないか。アウトサイダーが多くどうにもならないので表示を義務化してほしいという要望があれば規制対象とすることもあるかもしれない。

4月1日の政令改正では品目の入替えのみを行い、指定される品目自体は変更しない。現在議論している内容は第二段階で改正を行う。ただし、常用漢字への変換は本政令改正で反映させる。

(3) 表示事項の一元化

平成9年に対象品目から削除されたオーブントースター及び扇風機についてその後の表示状況を業界でヒアリングした結果、消費者の関心のある事項は取扱説明書に記載されていることが分かった。

個別に表示事項を見直した結果、表示事項が「使用上の注意」のみとなれば、家表法の対象から削除できるが、省エネ法に一元化したいという理由で家表法から削除することはできない。家表法で表示が不要になった際に家表法の対象から外して省エネ法のみの対象とすることは考えられるが、一元化が議論されていた6品目について、現段階では家表法の趣旨に鑑みて表示が不要とは言えず、今回品目削除及び一元化を行うことはできない。家表法から削除するためには、品目ごとに細かく表示事項の要不要を議論することとなる。

また、現在省エネ法が家表法の規定を引用するという形式も法律レベルで決まっており、逆にする根拠もない。

「使用上の注意」については、本体にもカタログ等にも表示をしているため製造事業者の負担が大きいとの意見もあるが、平成9年の政令改正時に事業者の自主性に任せた書き方ができるよう規定を緩和した。

現在省エネ法の対象となっている品目で家表法が関連しているものがいくつかあるが、連動して改正が生じる際には経済産業省から消費者庁に依頼し、問題なく改正が行われている。

(4) 表示の見直し

① 電気ロースターの「種類」及び「焼き網の寸法」

電気ロースターの種類、焼き網の寸法に関して削除できるかを考えた場合、両表示の実態はどうなっているか。

- ・本体にきちんと寸法を表示した上で、カタログでは「魚が何匹焼けます」といった表現をしている会社があると思われることから、消費者にとって焼き網の寸法の表示はあまり利便性が感じられないのかもしれない。

ロースターを製造している会社は複数存在する。

⇒焼き網の寸法に替わって普及している書き方があれば引き続き議論したい。

業界には、焼き網の寸法の代替案と、種類は見れば分かるという根拠写真の提示、また業界内での議論をお願いする。

② 電気ホットプレートの「プレート」

電気ホットプレートのプレートに関して、平成9年の改正時に丸洗いの可否を判断できるよう項目を残したという経緯がある。丸洗いの可否について、実態はどうなっているか。

プレートの種類の表現については良い代替案がなければ現状を維持する。また、この項目が世の中として不要となったことが示せないのであれば品目として削除はできない。

- ・プレートが一体となっている商品は丸洗いできず拭くだけになるだろうが、一体型の商品は見たことがない。

消費者は本体を含まないプレート単独の丸洗いの可否を知りたいのだろう。

- ・現在の製品は平たいプレートとたこ焼きができるプレートを付け替えができるものが主流となっているため、本体側にヒーターが付いているのがほとんどではないか。
- ・本体固定式のものは洗えず、そういった商品はないと思われる。

分離式と一体型は洗えると思われ、鉄板だけ、若しくはヒーターの電熱線が鉄板の中に入っているかの違いであるが、消費者は見て分からないと思う。

⇒業界に現状の調査をお願いする。その結果を踏まえ品目を削除するか議論する。

◎ 今後について

政令改正についてはパブリックコメントを2月末まで実施し、3月の半ばに閣議決定、その後20日くらいに官報掲載し、4月1日施行と考えている。現在議論をしているものについては、技術的なものも関わってくるためTBT通報もかけるし、全体的な告示の見直しということで消費者委員会にもかける予定となっている。時期的には秋くらいになると思う。その前に全分野について消費者団体の意見を聞く場を設ける。その際、業界団体の方にご出席いただくことは想定していない。

以上

家庭用品品質表示法に関する見直しの勉強会

第1回分科会（雑貨工業品） 議事要旨

○日 時：平成27年11月5日（木）15:00～17:20

○場 所：TKP 東京駅日本橋カンファレンスセンター カンファレンスルーム 102

○出席者：委員8名、消費者庁、東京海上日動リスクコンサルティング(株)

オブザーバー：ウレタンフォーム工業会、

経済産業省（化学課、日用品室、製品安全課）

○議 事：

① 討議

(1) 品目の追加

① 保温性を有する弁当箱

② フライパン

③ 柔軟仕上げ剤

(2) ウレタンフォームマットレスの表示の見直し

② 海外実態調査の概要（報告）

○意見交換、質疑（太字は事務局）

◎ 品目の指定の在り方

表示義務のある品目について、現在政令で全て指定しているが、社会の変化に柔軟かつ迅速に対応する観点から、内閣府令でも品目指定を行うよう政令を改正しているところである。どの品目を政令で指定しどの品目を内閣府令で指定するかについては、流通量等を勘案し検討中である。

(1) 品目の追加

国民生活センター等に対して寄せられた表示に関する消費者苦情の動向に加え、時流に合い、消費者が理解でき、事業者の自主性を考慮し、海外の表示制度との整合性を諮るという観点から品質に関する表示の必要性があると考えられるものを新規品目として追加したい。雑貨工業品分野の検討対象は「保温性を有する弁当箱」、「フライパン」及び「柔軟仕上げ剤」である。

① 保温性を有する弁当箱

保温性を有する弁当箱について、品目として追加してはどうか。

- ・ 現在見直し中の JIS にステンレス製携帯用魔法瓶（直飲式）を追加する方向で検討している一方、保温性を有する弁当箱については追加を見送っている。弁当箱は多様な新商品が出ており今後の商品展開の見通しが立たない。見直し中の JIS の解説で、5 年以内を目処に弁当箱を組み入れることに言及されている。

見直し中の JIS では保温時間に変更されている。弁当箱は使用実態が様々だが、試験はお湯でやるほかないため、試験の方法は見直し中の JIS に準拠できる。しかし、魔法瓶の規定温度を弁当箱に置き換えた表示温度をクリアするには時間がかかる。1 月に向けて弁当箱を盛り込んだ業界の内規の準備を進めており、これが今後の JIS の基準となる。

見直し中の JIS では将来的に弁当箱が追加されることを想定し、魔法瓶の定義を「飲料水に用いる」から「飲料物に用いる」、「屋外に携帯する」から「屋外屋内で使用する」という表現に見直している。

- ・ 保温効力の試験方法について、現在表示されているものは、ガラス製のものを対象とした JIS S2006 を準用していると思われる。
- ・ これまでの JIS には保冷効力に関する試験方法は定められていなかったが、見直し中の JIS では作成した。
- ・ 対象品目に追加する場合、用途を想定して表示事項を考える必要がある。名前はステンレス鋼製弁当用魔法瓶で統一しようとしている。
- ・ JIS へ追加するため、今回の改訂に当たり 2 年がかりで議論をしたが叶わなかった。JIS は 5 年に 1 回見直しを行うことが必須である。携帯用魔法瓶とほぼ同じということで追補として追加できれば簡単だが、弁当箱用として測定方法の条件

をつけなければならないため議論が必要である。今後、魔法瓶と名のつくものの JIS は全て JIS S2006 とする。

⇒次回引き続き検討する。

② フライパン

フライパンについて、品目として追加してはどうか。

- ・ほとんどのフライパンに何らかの表示はしているが、なべに比べて商品の種類や表面加工が多様であり、対象範囲を定め一律に規定することが難しい。また、なべの表示事項である満水容量は一部のフライパンにはなじまない。あえて表示を義務付ける必要性はあるのか。
- ・業界としてはなべを参考にして情報提供することを推奨し、各社が任意で表示している。
- ・アルミのフライパンについては輸入品が非常に多い。
- ・ステンレス製で、なべからフライパンまでシリーズがあるような輸入品は、フライパンについてもなべと同様の表示がされている。ステンレス製なので表面加工していないものが多い。
高さでフライパンとなべを区別している。
- ・特殊な形状は想定していないが、フライパン、いため鍋、玉子焼器を対象とした JIS S2010 アルミニウム製加熱調理器具がある。取っ手着脱式のもの等は対象となっていない。
- ・表面加工の種類について JIS で定めているのは四ふっ化エチレン樹脂ぐらいである。
- ・表面加工の耐久性の一般的な試験方法は JIS の四ふっ化エチレン樹脂の耐摩耗性の試験による。
- ・表面加工を表示事項とするならかなりきっちりとしないといけない。
- ・表面加工の種類について、法定表示のいずれに当てはまるのかを定義しておく必要がある。なべより種類が多く複雑である。
- ・IH に使用できるかの基準として SG 基準がある。
- ・対応可能な熱源について表示すべきではないか。

⇒次回引き続き検討する。

③ 柔軟仕上げ剤

柔軟仕上げ剤を、品目として追加してはどうか。

- ・隣家の洗濯物のおい等、購買者ではなく他人のおいに関する相談が見られる。
平成 25 年に国民生活センターから情報提供があり、適切な量を使用すること、過剰に使うと周りの方の迷惑になることは業界のホームページでも周知し、各社の製品にも表示している。また、においの強さを製品に星の数等で示し、ホーム

ページ等でも案内しているほか、講演会や出前授業においても柔軟剤の使いすぎはマナーとしてもよくないことを伝えている。

品目として追加することに反対ではないが、品質表示に準じて 2001 年に自主基準を定めて表示しているものの、購買者以外からの相談は対応が難しい。

- ・業界としては海外製品までは関知していない。
- ・において柔軟剤の商品選択をしたい人もいる。他人のにおいを理由に規制するのはどうなのか。事業者の新製品の開発や意欲を削ぐような流れは事業者にとっても困るのではないか。
- ・品目追加の理由を精査する必要があるのではないか。
- ・においだけでなく固化のような品質変化に関する苦情も多いという話であるが、どちらをメインに対処したらよいか。

⇒次回引き続き検討する。

(2) ウレタンフォームマットレスの表示の見直し

ISO に合わせて JIS における硬さの試験方法が D 法から A 法に改正されたため、国際整合化の観点から、硬さの試験方法を変更してはどうか。消費者が理解できない表示を改めるため、硬さの表示を「数値（区分）」から「区分（数値）」に変更してはどうか。また、厚さを条件の要否について検討したい。

- ・業界でも A 法に移行する形で進めている。A 法の方が試験結果の硬さの数値が大きくなるため、硬さの区分について見直しも必要となってくる。
- ・硬さの表示について、確かにニュートン表示は分かりづらい。
- ・厚さの条件については使用条件にもよる。敷きパッドとしてではなくマットレスとして使用するのであれば、しっかりとした厚みのものを対象とするのがよいと思われる。
- ・全日本ベッド工業会で扱っている商品は家表法のウレタンフォームマットレスの定義からは外れているが、家表法に準拠して表示している。
- ・ウレタンフォームはマットレスとしての用途もあるが、材料としても使用されており、試験方法を定めている JIS はウレタンフォームの特性を測る規格であり、ウレタンフォームマットレスの試験規格に代用しているが、マットレスを評価するものではない。通常下に敷くという定義の中で硬さを表示してもなかなか実感できないのではないか。
- ・実際に流通している商品と定義が違ってきている。
- ・寸法の測定方法や許容範囲はウレタンフォームの JIS とベッド用の JIS でズレがある。新しい素材の商品も多く出ているので、品目追加してもいいのではないか。
- ・新しい素材のマットレスが増えている。基本的に家表法に準じて各社が表示しており、苦情は聞かない。

⇒次回引き続き検討する。

以上

家庭用品品質表示法に関する見直しの勉強会

第2回分科会（雑貨工業品） 議事要旨

○日 時：平成28年2月10日（水）15:00～17:00

○会 場：TKP 東京駅日本橋カンファレンスセンター カンファレンスルーム 102

○出席者：委員9名、消費者庁、東京海上日動リスクコンサルティング(株)

オブザーバー：ウレタンフォーム工業会、経済産業省（日用品室、製品安全課）

○議 事：

① 品目指定の在り方

② 討議

(1) 寸法表示

① 表示単位（マットレス、机、たんす、いす）

② 順次列記（マットレス、机、たんす、いす、ショッピングカート）

(2) スプリングマットレスの表示の見直し

① コイルスプリングの形状、数、材料の種類

② 詰物の順次列記

(3) 強化ガラス製器具の取扱い上の注意

(4) サングラスの可視光線の透過率・紫外線透過率の試験方法

(5) 湯沸かしの容量表示

○意見交換、質疑（太字は事務局）

◎ 品目指定の在り方の変更

表示の対象となるものについて、柔軟な対応ができるよう、日本標準商品分類に基づいて整理し、生産量等を総合的に考慮して政令で指定する品目と内閣府令で指定する品目を決定した。雑貨工業品については、素材が時流に合わせて変化しているため、品目を内閣府令で指定した上で、素材について内閣府令で定めることとしたものが多い。

2月の終わりまでパブリックコメントを行い、政令改正については3月の中旬頃に閣議決定を行い、府令と併せて3月18日（予定）に官報に掲載し、4月1日の施行となる。

今回の改正（4月1日の改正）は、指定の在り方のシステムを変えたもので、現在議論している表示の削除や見直しとは異なる。議論している表示の削除や見直しは、報告書にまとめ、その後、消費者の意見を聞き、来年度の秋頃から告示を変える予定である。

(1) 寸法表示

① 表示単位（マットレス、机、たんす、いす）

家具の寸法表示について、ミリメートル単位で行うこととなっているが、ミリメートルとセンチメートルのどちらの単位を使用してもよいこととしてはどうか。

- ・プライスカードにはセンチメートルで表示している。センチメートルの方が消費者に分かりやすい。
- ・数字のみが表示されているものはセンチメートルを前提としている。2つの単位が混在しても、単位が表示されていれば見間違えることはないと思われる。
- ・広告上はほとんどがセンチメートルである。4桁のミリメートル表示はイメージしにくい。誤解のないように単位を表示し、センチの場合でも小数点第一位まで表示するなどのルール付けをすれば、両方使用可としても良いと思われる。
- ・小数点第一位が0の場合、省略しても違和感はない。

⇒ミリメートルでもセンチメートルでもよいこととする。試験はミリメートル単位で行って、許容範囲で小数点第一位を0にすることができるものは、省略も可とする。

② 順次列記（マットレス、机、たんす、いす、ショッピングカート）

マットレス、机、たんす、いす、ショッピングカートの寸法について、順次列記の規定を撤廃してはどうか。

- ・売り場では、「幅」、「奥行き」という言葉を付記して表示されている。

⇒順次列記の規定を撤廃する。

(2) スプリングマットレスの表示の見直し

① コイルスプリングの形状、数、材料の種類

コイルスプリングの形状、数、種類に関する表示事項を削除してはどうか。また、これらを全て削除した場合、コイルスプリングである旨が表示されなくなるが、その場合は「連結式」等を「コイルスプリングの区分」という表示項目として追加するか、「材料」という表示項目を追加しその中で表示するようにしてはどうか。

- ・業界でアンケートを行った結果、形状と数については賛否両論であった。形状を表示しても消費者は分からないのではないかという意見がある一方、何らかの形で残してほしいという意見もあった。数によって寝心地が替わるわけではないので必要ないとするメーカーがある一方で販売の際コイル数をうたっているのでも残してほしいとするメーカーもある。

材料の種類については、消費者は全く分からないので、削除してもよいとの意見が多数であったが、海外との差別化をはかる意味で JIS 表示を入れてはどうか、との意見もあった。

いろいろ検討すると、(委員としては) 3 つとも削除してはよいのではないかと考える。

- ・「連結式」、「独立式」、「連続式」という言葉は、業界では確立されているが、販売する際に、使用されているとは思えない。消費者庁提示の案のうち、「材料」を追加し「コイルスプリング」の次に括弧書きで詰物の材料を表示するのが分かりやすい。
- ・家具屋さんに、スプリングのサンプルが置かれおり、ポケット数や、「連結式」、「独立式」、「連続式」が紹介されている。
- ・コイルスプリングの数はスペックには表示しておらず、なくても消費者には問題ないと思われる。
- ・販売の際はスプリング本体の小型サンプルを見せて説明しており、数は販売者も消費者も気にしていない。販売者が複数の場合アピールの材料とすることもあるが、購入の際の選択の基準になっているとは思えない。
- ・通販でもコイルスプリングの数は重要ではない。

⇒「形状、数、材料の種類」を削除し、「材料」を追加し「コイルスプリング」の次に括弧書きで詰物の材料を表示することとする。表示事項以外について任意で記載するのは異なっていなければ問題ない。

② 詰物の順次列記

表生地に近い詰物から順に表示しなければならないという順次列記の規定について、なくなっても苦情も想定されないということなので廃止する。

(3) 強化ガラス製食事用、食卓用又は台所用の器具の取扱い上の注意

昨年、「全面物理強化」等の強化の種類について作り方と部位が混同されているため再分類したいという提案があったが、一般の消費者には強化の種類までは分からないのでこれ以上細かく分けるのは適切ではない。業界から、残した方が良いとの意見もあるため、強化の種類に変更は加えないこととする。

強化ガラスと耐熱ガラスを混同している消費者がいるため何か規定する方法はないかとの意見が出されたが、家表法で表示を義務付けることが適切か。

- ・強化ガラスに、耐熱ガラスではない旨を表示すると消費者にとってよいと思う。
- ・ガラスは、耐熱や強化といっても、割れる時は割れる。傷や経年劣化で、絶対割れないとは言えない。耐熱であっても、傷があれば割れると回答している。輸入品でトラブルが多い。
- ・強化ガラスであって耐熱ガラスでもあるものは存在しない。耐熱ガラスを強化することもできない。耐熱ガラスは熱膨張率が小さい。
また、ホウケイ酸又はセラミックス製以外の耐熱ガラスは存在しない。強化ガラスと耐熱ガラスでは素材が異なる。
- ・強化ガラスには耐久性はあるが耐熱性はない。温度に対して強いというのは冷たい温度や熱い温度に接しても急に割れないということであり、温度差に耐えられるわけではない。

耐熱温度を表示すると誤解を招くおそれがある。

- ・売り場では、非常に丈夫そうな調理用の耐熱ガラスに対して、「これは強化ガラスではありません」の表示がされている。コップの売り場では、耐熱ガラスと強化ガラスが混在して並べられ、強化ガラスに対して、「これは耐熱ガラスではありません」の表示がされている。

(強化ガラス、耐熱ガラス、普通のガラスは) 見た目では判断がつかない。

- ・全面物理強化は強いが割れた時の被害が大きい。粉々に割れるため、目に入ると危険である。
- ・強化ガラスに傷があると突然割れることがある。
- ・強化ガラスで事故やトラブルが多いのは、なべの蓋である。昨年8月の消費者庁のプレスリリースで、試買調査の結果から、強化ガラスといっても強化されていない、又は強化が中途半端なものが多いことが分かった。輸入した蓋が国内の製品とセット販売され割れるケースがある。
- ・一般消費者が、強化ガラスと耐熱ガラスの前提条件を理解しているとは思えない。
耐熱ガラスと強化ガラスの両方に対して、「〇〇をしないで下さい」と付記し、消費者に対するメッセージとする必要がある。

⇒取扱い上の注意にて強化ガラスに耐熱ガラスではない旨を表示する。書きぶりは、解釈で補足するなど別途検討する。

(4) サングラスの可視光線透過率及び紫外線透過率の試験方法

算出方法について、ISO 規格と整合するための JIS 規格の改正又は新規制定を行ってはどうか。JIS の現状はどうなっているか。

- ・サングラスの JIS 規格は、昔は制定されていたが、現状は、廃止されて存在しない。サングラスの ISO は、可視光線の透過率の測定方法について度付き眼鏡の ISO 規格から持ってきたものが 2013 年に制定されたが、現状は、JIS 化する方向にはない。そのため、遮光保護具の測定方法を準用して行っている。
- ・遮光保護具に関する現状の JIS 規格は、来年の中頃に改正される予定であるが、遮光能力試験（現状：A 標準光（オレンジ色の光））は、基本的には変わらないようである。そのため、海外製品とのギャップが、レンズのカラーによって、少し大きくなる。
- ・家表法では、可視光線の透過率の測定方法について、遮光保護具の JIS から引用している。度付き眼鏡の JIS 規格では、現状の ISO 規格（サングラスも度付き眼鏡も透過率の測定方法は共通）と同様の測定方法が 2006 年頃に定められたが、家表法には取り入れられていない。
- ・多くの事業者は A 標準光（オレンジ色の光）に対応する測定器を持っており、D65 標準光にすると、測定装置を変える必要があるため、すぐに試験方法が変わると困る。
- ・現状では ISO 規格が最も先進的であるため、将来的には、ISO 規格に定められている平均昼光（平均的な昼の光）での計測方法を採用する方がよいと思う。
- ・オレンジや黄色のレンズの場合、測定結果に差が出るが、サングラスは、グレーやグリーンスモーク色が多いので、透過率に関することはあまり問題にはなっていない。
- ・標準光を変えると多くの業者が測定装置を変える必要があり、即座に対応はできない事情はあるが、サングラスの ISO 規格は将来的には JIS 化されると思う。

⇒ISO 規格が JIS 化された際に、家表法の試験方法も見直したい。

(5) 湯沸かしの容量表示

沸かせる量が表示されている容量と異なるとして、苦情が寄せられた。沸かせる量として、統一的な「適正容量」を規定することはできるか。

- ・実際に沸かして溢れない最大量を各社の判断で表示している。適正容量については以前から話が出ているが、定義と測定方法、測定の安定性（再現性や客観性）が実際に確保できるかについて課題がある。

定義する場合は、恐らく、「通常の使用で沸かすことのできる最大の水量」等になるのではと思われるが、この水量は、加熱器具の種類・形状や火力等で変わってくることがあると思われる。ガスコンロの標準器というものがなく、使用するガスコンロによって試験結果に差が出てしまうため、許容差を定められてしまうと非常に厳しい。取扱説明書を無視してハイパワーなコンロの最大火力で試験を行い、溢れ出ない量（残った量）を最低保証とすることができるかもしれないが、

誤った使い方とエネルギーの無駄を前提としているため、この方法が適切であるか分からない。

目安で行うという話もあると思うが、実際に沸かしてみないと分からない、というものを法律で表示するのは疑問である。

- 業界では、取扱説明書のガイドラインの雛形を作成して、目安として、「水位線以上に入れないで下さい」としている。水位線がない場合は、満水容量の7分目を目安と記載している。このガイドラインは、協会から会員に配布している。確認方法の一例としては、満水または溢れる水量を、適正火力（JIS S2010 の試験方法で、ガスコンロについては、底面からはみださない大きさの火力）で沸かし、溢れて残った量を測定し、残った量で再度沸かして、溢れなければよいとする方法がある。試験方法を法律で規定し、検査機関の試験で、基準を超えたため違反であるとされてしまうのは、こんろや火力による再現性の問題があり、非常に厳しい。確認したわけではないが、適正容量の目安として、参考数値を記載することは可能だと思うが、品質表示で記載が要求され、誤差や許容差が何%と定められてしまうと、現在の数値で問題がないかどうかは分からない。
- 試験機関としては、標準器がないと試験の結果を評価することは難しいと思う。
- 満水容量で表示内容が保証されているので、適正容量を表示することになった場合混乱が生じるのではないか。
- 表示されている量を沸かせなかったという苦情はあるが、湯沸かしの使用は減っているのではないか。鍋の使用は減少しておらず、鍋に対する苦情はある。
- 家表法の満水容量は、表示されているが、プライスカードに、容量は表示しない。やかんの容量が目立つように記載されているのは、あまり見たことがなく、容量を記載するとクレームにつながる恐れがあるため、記載しないと思われる。
- 満水容量が、沸かせる量ではないということが明確になれば、状況は変わるのではないか。

⇒各社共通で適正容量を定めるのは厳しい。売り場における（満水と適正の）誤解を招かない表示、可能な範囲での適正容量の記載をお願いします。

以上

家庭用品品質表示法に関する見直しの勉強会

第3回分科会（雑貨工業品） 議事要旨

○日 時：平成28年2月19日（金）15:00～17:15

○会 場：TKP 東京駅日本橋カンファレンスセンター カンファレンスルーム 102

○出席者：委員10名、消費者庁、東京海上日動リスクコンサルティング(株)

オブザーバー：ウレタンフォーム工業会、

経済産業省（化学課、日用品室、製品安全課）

○議 事：

① 討議

(1) 品目の追加

① 合成ゴム製品・熱可塑性エラストマー製品（報告）

② 柔軟仕上り剤

③ フライパン

④ 保温性を有する弁当箱

(2) 魔法瓶の対象範囲の拡大

(3) ウレタンフォームマットレスの表示の見直し

(4) いす・腰掛け・座いすの構造部材の種類を示す用語、机・テーブル、たんすの材料の種類を示す用語

(5) 取扱い上の注意について

① 机・テーブル、いす・腰掛け・座いすについて（表示内容）

② なべについて（表示内容）

③ 机・テーブル、いす・腰掛け・座いす、たんすについて（表示方法）

④ 食事用、食卓用又は台所用の器具について（表示方法）

⑤ 食事用、食卓用又は台所用の器具について（表示事項名）

○意見交換、質疑（太字は事務局）

（1）品目の追加

① 合成ゴム製品・熱可塑性エラストマー製品（報告）

合成樹脂加工品の分科会において、合成ゴム製品及び熱可塑性エラストマー製品について、品目として追加するかの検討を行った。合成ゴム製品については、雑貨工業品の規程に「合成ゴム製の食事用、食卓用又は台所用の器具」として規定し、耐熱温度の試験方法は合成樹脂のものを準用する。熱可塑性エラストマー製品については、品目立てするに足りる根拠がなかったが、合成樹脂の規定に用語を追加し、混合品を表示対象とできるよう検討する。試験方法については検査機関や関係業界と協議を行う。

② 柔軟仕上げ剤

第1回の勉強会で、相談事例として件数の多い「におい」に対して、表示を行っても相談の件数は減らないのではないか、との意見が出された。消費者庁で分析したところ、相談事例の8割が「におい」であり、そのほとんどが隣人によるものであった。そのため、「におい」に対して表示を義務付けても改善されるわけではないと考える。

次に多い「品質劣化」は大量購入して放置したら固まっていた、という類のものであり、これに対して今回は家表法としての対応は見送り、業界で消費者庁と調整しつつ表示対策等を再検討してもらい、経過を見ることとする。

③ フライパン

第1回の勉強会で、フライパンを対象品目に追加する場合の課題として、多様な表面加工及び材料の種類の定め方、対象範囲が挙げられたため消費者庁で整理を行った。表面加工については、「ダイヤモンドコート加工」と「マーブルコート加工」はなべの用語として定められている「ふっ素樹脂塗膜」に入れてよいのではないか。また、「セラミック加工」は普及しているため、用語に規定してもよいのではないか。

材料の種類について、なべとフライパンはほぼ同じであるが、「銅」を規定できると考えているほか、「チタン」、「ガラス」について規定の可否を検討したい。

対象範囲についてはJISの定義を参考に定めたい。

- ・対象範囲は適当だと思われる。あとはなべに関する実務提要の解説を参照して整理するしかない。
- ・材料の種類について、ほうろうをかけていない鉄のフライパンが家庭用として使用されており、ほうろう引きのものに限定する必要はないのではないか。
- ・なべにも銅製のものが対象となっているが、ほうろう引きの鋼板と異なり複数の種類に分かれるわけではないため材料の種類の表に入っておらず、フライパンも同様と思われる。

- ・チタンのフライパンはアウトドアで使用されているかもしれないが、家庭用としてはあまりない。
- ・なべの対象範囲は「アルミニウム製のもの、鉄製でほうろう引きのもの、ステンレス鋼製のもの及び銅製のものに限る」と定義されており、フライパンの対象範囲については、（材料の種類を示す用語ではなく）ここにチタン等を入れるどうかということになる。
- ・JIS はアルミとほうろう鉄器の2つがある。ステンレスや銅は調理器具としてのJISはない。
材料別に定められており、新たな材料を追加する場合は別のJISを作ることになる。
- ・フライパンで主流となっている材料はアルミ、ステンレス、鉄である。
- ・取っ手着脱式のフライパンはJISでは対象となっておらず、これはなべと同じであるが、取っ手着脱式のなべは家表法の対象となっており、家表法の対象外とする必要はないと思われる。寸法はアルミのJISの試験方法を準用することも問題ない。

⇒なべの規定、JISの対象範囲を参考に、業界と調整し検討する。

④ 保温性を有する弁当箱

保温性の弁当箱については、保温効果の示し方が難しく、1月のJIS改正で対象に追加することを見送られたと聞いている。業界として自主基準は定めているか。

- ・これまで測定方法はガラスの魔法瓶に関するJIS S2006:2009 にガラスのランチャージャーが含まれていたためこれを適用していたが、1月の改正で対象外となった。現在弁当箱の測定方法として準用できる規格がないため、ステンレスの弁当箱をJISに追加せざるを得ないと考えている。
- ・自主基準は1月に設定した。これを基に来年のJIS改正（追補）でエントリーしたいと考えている。追補扱いにならないければ次の改正時になる。
自主基準では弁当の使用条件を「一般」と「直入れ式」の2つに分けており、今後の商品にも対応できると思われる。ただ試験方法がオープンになっていないので、現段階で家表法に取り入れることはできない。

⇒JISへのエントリー案について、出来上がった時点で業界から消費者庁に相談してもらう。

JISの対象となった際に家表法でも対象として追加するよう検討する。

(2) 魔法瓶の対象範囲の拡大

ステンレス製の卓上魔法瓶及びステンレス製携帯用魔法瓶（直飲み式）の流通量が増加しており、時流に合わせるため対象としたい。

- ・保冷タイプも対象として認識されるような書きぶりにしてほしい。

- ・ビアグラス（ビール用のタンブラー）は今回の対象ではないがいずれ取り上げられるのではないか。
- ・タンブラーやマグカップが非常に増えており、組合以外の生産量の方が多いと思われる。
なお、組合員はタンブラーへの表示に対し消極的である。
- ・組合では真空二重構造で JIS によるものを魔法瓶、JIS によらないものを魔法瓶構造と区別している。（魔法瓶はもともとガラスが基本であるが、）家や風呂を魔法瓶構造として扱いたいとの要望もあり、魔法瓶構造の定義を整理しようとしている。
- ・直飲み式を家表法の対象とした上で、乳酸飲料、炭酸、ドライアイスを入れないよう注意事項として表示させる必要がある。
- ・1月の JIS 改正により保温効力の表示時間が6時間と10時間になり、24時間がなくなった。

⇒提案のとおりに対象範囲を拡大する。JIS を参照しながら表示時間についても相談して見直したい。取扱い上の注意の記載内容は別途協議したい。

(3) ウレタンフォームマットレスの表示の見直し

前回の検討会で、国際整合化の観点から、硬さの試験方法をD法からA法に変更することとしたが、これに伴い硬さの区分を見直す必要があるのではないか。

- ・同じ素材のものをA法で測定すると、D法に比べプラス10%程度の数字が出た。60～100 ニュートンを「ふつう」とした判断基準は不明であるが、この表示が作られた当時と現在では、主流商品が異なってきている。D法からA法にそっくり置き換える（物理的な作業ならプラス10ニュートン程度）という意見と、現在は、硬め志向となっており、柔らかめは極めて少なく「ふつう」のものがやわらかく感じられるので、硬さの区分を見直した方がよいという意見の2つあった。
硬さは主観的なところも大きく、素材の提供側が表示すべきものかという議論もある。

マットレスの素材として網目状の素材が非常に多く出回っているがこちらには硬さの表示がなく、かえって混乱を招くのではないかと、この意見があった。

- ・生活習慣が変わり布団とマットレスの区別が曖昧になってきており、定義について根本的に見直す必要があるのではないかとこの意見もあった。
- ・（現在厚さ 50mm 以上のもののみ対象となっているが、）市場は 40mm が多かった。同じ素材でも厚さによって試験結果が変わってくる。
- ・重量も表示事項に追加するよう検討してはどうか。

⇒硬さの表示については、品質表示という家表法の観点から必要である。ニュートン表示と「かため」等の用語の表示順序については消費者にとっての分かりやすさを考え逆にする。

硬さの試験方法をA法に変更するに当たり、硬さの区分を見直したいので業界から

案を出してもらおう（3～4月で間に合わないのであれば相談して調整する）。
重量を表示事項に追加するかどうかについて、検討する。

(4) いす・腰掛け・座いすの構造部材の種類を示す用語、机・テーブル、たんすの材料の種類を示す用語

繊維板のひとつである MDF について、構造部材・材料の種類を示す用語に追加してはどうか。

- ・現在 MDF と表示されて流通している商品は、JIS に基づいていると思われる。繊維板より MDF の方が分かりやすくなってきている。
- ・カタログでも MDF と表示するのが主流であり、以前は MDF の解説を記載していたが現在は載せていないが問合せもない。

⇒MDF を構造部材・材料の種類を示す用語に追加する。

(5) 取扱い上の注意について

① 机・テーブル、いす・腰掛け・座いすについて（表示内容）

取扱い上の注意の表示内容について、外で使うことが前提のガーデンファニチャーに「直射日光や熱を避ける」旨表示しなければならないなど実態と合っておらず、消費者が混乱するほか事業者も対応しがたいとの意見が出ている。事業者の判断により明らかに該当しない注意事項は省略できることとしたい。

- ・返答に窮する質問が来ることもなくなりその方がよい。取扱説明書にできるだけ詳しく記載している。
- ・ガーデンファニチャーの現行の表示でクレームを受けたことがある。実情に合わせた表示が一番である。

⇒明らかに該当しないものは省略できることとする。

② なべについて（表示内容）

取扱い上の注意の表示内容が時流に合っていないものも出てきているため、明らかに該当しないものは省略できることとしたい。

- ・圧力なべも含むなべ全体として議論してほしい。「イ」の「④ 縁まで水等を満たした状態で使用しない旨(圧力なべを除く。)」については、圧力なべは原則 2/3、豆類は 1/3 となっているため、④の括弧書きは残した方がいいのかについても意見を聞いてみたい。
- ・圧力なべの取扱注意の表示は SG（マーク）で試験項目の対象となっている。

⇒SG の要求事項を整理し、残す必要があるものについて業界から意見を出してもらう。

基本的に明らかに該当しないものは省略できることとする。省略は事業者の責任のもとで行う。

③ 机・テーブル、いす・腰掛け・座いす、たんすについて（表示方法）

取扱い上の注意の表示方法については、本体から容易に離れない方法で行うようただし書で規定されているが、消費者に見づらい表示となっているなどの意見が出されており、ただし書を削除してはどうかと考えている。

- ・外観的に見えるところにシールを貼ることは考えられず、見にくいところに貼らざるを得ない。製造時業者としては、ぶら下げる、引き出しに入れる、梱包に入れるといった対応が認められるとありがたい。
- ・消費者が選択する際に見えなければ意味がない。見えて、かつ取れないようにする必要がある。
- ・今は簡単に取れるシールもあるため、商品の表にシールを貼り、消費者が不要と感じたら取る、という選択肢があってもよいのではないか。

⇒消費者が売り場で適切に見られるような形で見直す。

④ 食事用、食卓用又は台所用の器具について（表示方法）

漆器類、強化ガラス製及び耐熱ガラス製の食事用、食卓用又は台所用の器具の取扱い上の注意の表示方法についてはただし書で本体から容易に離れない方法とするよう定められ、セットで販売されている商品についてもひとつひとつに表示することとなっている。また、ガラスへの貼付けは技術的に難しいとの意見もある。

ただし書をなくして消費者に見やすいよう表示すればよいこととしてはどうか。

- ・売り場では表示された紙がコップに1枚入っているケースが多く、ただし書はなくてもよいと思う。シールを貼る場合、簡単にはがれる糊で付いていると思われる（あまりはがれないとクレームになる）。
- ・セットで販売する商品の見本を展示する際、表示がなくなるとそれが何か分からなくなる。識別するためには売り場でプライスカードや説明書をつけて家表法に基づく表示をすることになるだろう。
また、ばらして売る際に問題になる。
- ・業界としてシールを貼っているのは国産の商品のみであるが、輸入品についても消費者が購入する際までひとつひとつに貼った方がよいと思う。
- ・伝統工芸品である漆器について、家表法に基づく表示を本体に貼ることができないため、箱に入れている表示のほかにプライスカードに表示を組み込んだものを掲示したら、出店先からのクレームがなくなったという例がある。

⇒ただし書を削除することを前向きに検討したかったが、様々な課題があり、整理する。消費者に不利益が生じないよう検討する。

⑤ 食事用、食卓用又は台所用の器具について（表示事項名）

品目間での整合性をとる観点から、漆器類について「使用上の注意」となっているところを、「取扱い上の注意」に変更する。

以上

家庭用品品質表示法に関する見直しの勉強会

分科会（皮革製品） 議事要旨

- 日 時：平成 28 年 3 月 1 日（火）13:30～15:15
- 会 場：東京海上日動リスクコンサルティング 会議室
- 出席者：委員 6 名、消費者庁、東京海上日動リスクコンサルティング(株)
オブザーバー：ナース鞆工、（一社）日本鞆協会、
経済産業省（繊維課、紙業服飾品課、製品安全課）
- 議 事：
 - ① 品目指定の在り方
 - ② 討議
 - (1) 合成皮革と人工皮革の用語
 - ① 人工皮革の表記
 - ② 人工皮革の定義の見直し
 - (2) 用語の追加（床革の種類）
 - (3) かばん、手袋の取扱い上の注意（表示事項名）

○意見交換・質疑（太字は事務局）

◎ 品目指定の在り方について（4月1日施行予定）

今回、日本標準商品分類等を参考に整理し、品目の指定を政令と内閣府令に分けた。また、かばん等、技術革新等で材料が変わる品目について詳細を内閣府令で定めることにした。

2月にパブリックコメント、各省協議を行ったところであり、3月15日に政令の閣議決定、3月18日に政令及び内閣府令の公布、4月1日に施行を予定している。4月1日の政令・内閣府令改正では現在の指定品目自体は変わらず、制度を変更しただけである。

現在各分科会で行っている検討の内容については、年度明けに消費者団体への説明や意見聴取を行った上で、秋頃から各分野の告示改正を行う予定である。

(1) 合成皮革と人工皮革の用語

① 人工皮革の表記

平成9年に要望を受けて追加した「人工皮革」という用語について、合成皮革との書き分けが大変であるとの声があるため、人工皮革であっても合成皮革と表示してもよいこととしてはどうか。

- ・人工皮革の判別は、通常分解して顕微鏡で行う。輸入品の一点もののようには分解できない状況で表から見るだけで合成皮革と人工皮革を判別するのは大変苦しい。
- ・人工皮革は日本の技術であり、海外では合成皮革と人工皮革という概念がない。海外メーカーに問い合わせるとシンセティックレザーとしか回答が得られず、綿100%にウレタンコーティングをしている場合、綿50%、ウレタン50%という表示となる。
- ・流通業界、検査業界では人工皮革の用語が規定された際に、合成皮革と人工皮革を別物として書き分けなければならないのではなく、合成皮革の中に人工皮革があり、人工皮革について合成皮革と表示してもよい（改正案と同じ）と誤って認識しており、途中で誤りに気付いた。
- ・合成皮革の中に特殊なものとして人工皮革があるとの考え方は正しいと考える。人工皮革と表示されていれば、売りやすく扱いやすい。
- ・改正案のようにしても、人工皮革の試験の基準が緩むことはない。
- ・売り場としては改正案で問題ない。売り場はメーカーの表示を信用するしかない。
- ・人工皮革の方が合成皮革よりグレードが高い。合成皮革を人工皮革とするのは優良誤認となり問題だが、その逆は問題とならない。

⇒改正案のように変更する。

ISO では天然皮革以外にレザーという用語を使用してはいけないことと2015年よ

りなっており、日本でも ISO を取り入れる方向にあるという指摘があるが、JIS の状況も見て必要に応じて見直しを行う。

② 人工皮革の定義の見直し

現行の規定「基材に特殊不織布（ランダム三次元立体構造を有する繊維層を主とした基材にポリウレタン又はそれに類する可撓性を有する高分子物質を含浸させたもの）を用いているもの」からは、全面不織布を使用したとの印象を受けるが、平成9年に整理した資料等によると、不織布と織編物を組み合わせたものも含むということである。

規定はそのままにしつつ、実務提要に「不織布と織編物が組み合わされているものも、特殊不織布に含まれる」を明記したいがどうか。

- ・消費者から特殊不織布とは何か聞かれるほか、織編物の比率の高い薄地のものが出るたび、特殊不織布にあたるのか議論になる。「不織布と織編物が組み合わされているものも特殊不織布に含まれる」ということが明確にされれば、お客様に対する説明も行いやすくなる。
- ・裏や断面を含めて天然皮革に近いものを作ろうとした結果、不織布を使用したのだろう。織編物を使用したのは元々強度対策である。織編物が主体となっていて断面からニットの編み目や糸が出るようなものは、人工皮革とはいえないのではないか。裁断しても糸は出てこず、溶かさないと分からない程度であればよい。
- ・不織布を「主とし」ているといえる含有率については測定が大変なので定めない方がよい。
- ・天然に近いものが人工皮革、という定義はしばらく、模索の結果、特殊不織布という言葉になったのだろう。「ランダム三次元立体構造」という表現（JIS からきている）は、よく考えられた言葉だと思う。
- ・「基材」がどの段階のものを指すのか紛らわしくなっているが、人工皮革の「基材」は不織布等に樹脂含浸したものであって化粧前のものを指す。
なお、合成皮革は樹脂含浸していないものがたくさんあり、差別化のために人工皮革と表示する必要がある。・靴、手袋、衣料で品目ごとに規定がバラバラなので統一した方がよい。

⇒実務提要に不織布と織編物が組み合わされているものも特殊不織布に含まれることを明記した上で、基材の定義について整理し日本語として適切でない箇所を修正する。

(2) 指定用語の追加（床革の種類）

現行の規程に基づいた運用では、「牛床革」と表示するのは、望ましくないとしている。牛床革・馬床革・豚床革が増えているのであれば、その表示を任意で認めていきたいが、状況はどうか。

- ・この種のトラブルやクレームは年に何件かある。かばんは家表法に従って床革と表示されているので間違いはないが、家表法の対象となっていないハンドバッグや小物等ではこのトラブルがかなりある。

ベースに床革を使用し、うまく革に似せて作っているもの、革に似せずに突飛な良いデザインとなっているものもあり、革と表示したいという要望がある。トラブルの際は、お客様には、床革という革を使用していると説明し、納得してもらっている。

また、輸入品には、床革の別称であるスプリットレザーと表示されているものもかなりある。

広告に掲載する際は、販売促進の担当者は、何とか牛革と記載したいということもあり、(広告は) 法定表示でないため、「床革 (牛)」や「牛床革」と記載することについては認めている。この要望はかなり多い。

- ・中国では、裏革には化学的な薬品の処理等が行われているため傷はなく、面積がしっかりと取ることができ、汚れや水に強いことからメリットがあると判断する人も多いが、裏革を革とは言えない。
- ・床革は銀面（表皮）が付いていない分、弱い。破損のトラブル（ハンドバッグの取っ手がとれた等）を見ると、抑えのところが床革になっているのが大半である。
- ・床革は産業廃棄物であり、床革間で値段の差はない。牛は食べるため数が多いが、馬は少ない。

豚については日本ではコラーゲンやゼラチンにしており、床革のほとんどは牛である。

鹿は工芸品の一部であるが、ごく一部であり、消費量としてパーセンテージが出ない。

- ・豚床革は見れば判別できる。
- ・馬床革と牛床革の判別は困難である。組織学的に判別できないので、DNA 鑑定やタンパク質のペプチドを見るなどを行う必要がある。今は、ほとんどが牛革のため牛革であろう、ということに表示している。
- ・括弧書きで動物の名前を書ければ問題ない。

⇒馬床革と牛床革の判別が難しく、現行の規定でも括弧書きにより動物の名前を記載できることから、現行の規定のままとする。

◎ かばんとハンドバッグ

- ・かばんには規定があるのに、ハンドバッグには規定がないことが問題である。両者の線引きはどこになるのか。販売する主体が異なるというのは消費者には関係ない。
- ・関税率表の分類はかばんとハンドバッグで同じである。
- ・業界としては細かく表示するよう流通の段階で指導があり、ハンドバッグ全てが表示対象となっても問題ない。

- ・社内基準を設定し、ハンドバッグ、定期入れ、財布等まで家表法のかばんに準じた表示をするようにしている会社もある。

⇒本勉強会とは別にハンドバッグを対象とするという要望については引き続き意見を伺う。

(3) かばん、手袋の取扱い上の注意（表示事項名）

品目によって、「取扱い」・「使用上」・「手入れ方法」の言葉が使用されているため、統一したい。かばんは、「手入れ方法及び保存方法」、手袋は「使用上の注意」が用いられているが、「取扱い上の注意」として統一すると支障はあるか。

⇒問題ないとのことなので、「取扱い上の注意」で統一する。

以上

6-2. 海外実態調査結果

(1) 調査の概要

インターネットや文献等による対象国・地域の家表法の各品目における品質表示の実態について調査を行った。

① 対象製品

家表法指定 90 品目（ただし、日本固有の商品で対象国での販売がない品目等は除外）

② 対象国・地域

米国、EU（加盟各国）、中国

③ 調査項目

各品目の表示事項（特に、家表法で定める表示事項及び付記事項の表示状況）

④ 調査方法

- (ア) 現地で製品を販売している日系企業又は国際ブランド企業より情報入手
- (イ) 現地で販売されている製品の取扱説明書をインターネット上で確認
- (ウ) インターネット上の商品写真確認
- (エ) 海外現地又は現地 EC サイトでの購入品の確認
- (オ) 日本にて国際ブランドの商品（世界共通の表示を行っているもの）を購入

なお、本調査は、対象国・地域における商品の表示実態の一例又は特定の企業の表示状況を調査したものであり、各国・地域の全体の表示実態を示すものではない。

(2) 調査結果の概要

① 家表法の表示がなされていない事項

調査の結果、家表法の表示事項のうち、いずれの国・地域でも表示がなされていないなかった事項（家表法固有の表示事項）は、下表のとおりであった。

品 目	家表法表示事項のうち表示がなかったもの
織物、ニット生地、レース生地	繊維の組成、表示者名、住所又は電話番号
ネクタイ	住所又は電話番号
ポリエチレンフィルム製又はポリプロピレンフィルム製の袋	原料樹脂、耐冷温度、寸法、枚数、取扱い上の注意
湯たんぽ	原料樹脂、耐熱温度（※1）
ジャー炊飯器	区分名、蒸発水量、年間消費電力量、1時間当たりのタイマー予約時消費電力量、1時間当たりの待機時消費電力量
電気毛布	種類、繊維の組成
電気掃除機	吸込仕事率、質量
エアコンディショナー	区分名
テレビジョン受信機	区分名
電気ジューサー、電気ミキサー及び電気ジューサーミキサー	種類、定格容量
電気ロースター	種類、焼き網の寸法
電気かみそり	充電時間
電子レンジ	区分名、電子レンジ機能の年間消費電力量、オープン機能の年間消費電力量、年間待機時消費電力量、年間消費電力量
卓上スタンド用けい光灯器具	蛍光ランプの形式、エネルギー消費効率
電気ホットプレート	プレート
合成洗剤	液性
住宅用又は家具用のワックス	種類、使用量の目安
革又は合成皮革を製品の全部又は一部に使用して製造した手袋	使用上の注意
塗料	成分、塗り面積、用具の手入れ方法、取扱い上の注意
接着剤	種類、毒性
サングラス	レンズの材質、わくの材質、可視光線透過率（※2）、紫外線透過率
歯ブラシ	柄の材質、毛の材質、耐熱温度
食事用、食卓用又は台所用のアルミニウムはく	寸法（厚さ）
衣料用、台所用又は住宅用の漂白剤	液性
台所用、住宅用又は家具用の磨き剤（クレンザー）	液性

※1 沸騰水の使用禁止の表示はあり

※2 透過率の範囲を示すカテゴリーの表示はあり

② 各国（地域）の品目ごとの総括表
調査結果を以下に示す。

(ア) 米国

<繊維製品> (35品目)

●:表示あり、×:表示なし

品 目		家表法表示事項の表示有無			
		繊維の組成	家庭洗濯等 取扱い方法	はっ水性	表示者名 住所又は 電話番号
1.糸		●			● ×
2.織物、ニット生地、レース生地(上記1.に掲げる糸を製品の全部または一部に使用して製造したものに限り)		×			× ×
3.衣料品 等	(1)上衣	●	●		● ●
	(2)ズボン	●	●		● ●
	(3)スカート	●	●		● ●
	(4)ドレス及びホームドレス	●	●		× ×
	(5)ブルオーバー、カーディガン、その他のセーター	●	●		● ●
	(6)ワイシャツ、開襟シャツ、ポロシャツ、その他のシャツ	●	●		● ●
	(7)ブラウス	●	●		● ●
	(8)エプロン、かっぽう着、事務服及び作業服	●	●		● ●
	(9)オーバーコート、トップコート、 スプリングコート、レインコート、 その他のコート	特定繊維のみを表生地に 使用した和装用のもの			
		その他のもの		●	●
	(10)子供用オーバーオール及びロンパース	●	●		× ×
	(11)下着	繊維の種類が1種 類のもの	なせん加工品		
			その他		● ●
			特定繊維のみを表生地に使用した和装用のもの		
			その他のもの		● ●
	(12)寝衣	●	●		● ●
	(13)靴下	●			● ●
	(14)足袋				
	(15)手袋(繊維製のもの)	●			● ●
	(16)ハンカチ	●			● ●
	(17)毛布	●	●		● ●
	(18)敷布(敷布団又はマットレスの覆い布の総称であって、両 端又は周囲等に縫製等の加工がなされている製品)	●	●		● ●
	(19)タオル及び手ぬぐい	●			● ●
	(20)羽織及び着物	特定繊維のみを表生地に 使用した和装用のもの			
		その他のもの			
	(21)マフラー、スカーフ及びショール	●			● ●
	(22)ひざ掛け	●	●		● ●
	(23)カーテン	●	●		● ●
	(24)床敷物(パイルのあるものに限り)	●			● ●
	(25)上掛け(タオル製のものに限り)	●	●		● ●
	(26)ふとん(掛けふとん、肌ふとん、敷ふとん、ベッドパッド、こ たつ掛けふとん、座ふとん及びかいまき)	●			● ●
	(27)毛布カバー、ふとんカバー、まくらカバー及びベッドスプ レッド	●	●		● ●
	(28)テーブル掛け	●			● ●
	(29)ネクタイ	●			● ×
	(30)水着	●			× ×
	(31)ふろしき				
	(32)帯				
	(33)帯締め及び羽織ひも				

＜合成樹脂加工品＞（8品目）

●：表示あり、×：表示なし

品 目		家表法表示事項の表示有無								
		原料樹脂	耐熱温度	耐冷温度	容量	寸法	枚数	取扱上の注意	表示者名	住所又は電話番号
1.洗面器、たらい、バケツ及び浴室用の器具	洗面器（湯おけ）	●						●	●	●
	たらい（ベビーバス）									
	バケツ	●		●	●			●	●	●
	浴槽ふた									
	浴室用の器具（湯かき棒、浴室用腰掛け、石けん置台、石けん箱、バスマット、片手おけ、すのこ等）	●						●	●	●
2.かご（衣類かご、屑かご、野菜かご、洗濯かご等）		●						●	●	●
3.盆（食事盆、名刺受け等の盆、茶盆（茶たぐを含む）等）		●	●					●	●	●
4.水筒		●	●		●			●	●	●
5.食食用、食卓用又は台所用の器具	ごみ容器その他のふた付容器、洗いおけ、冷蔵庫用水筒、飲料用シール容器及び保冷剤を使用した容器等	●	●	●	●			●	●	●
	皿、椀、コップ、食品用シール容器、弁当箱、ざる、はし立て、パンケース等の容量表示を必要としない容器	●	●					●	●	●
	まな板	●	●			●		●	●	●
	製氷用器具	●		●				●	●	●
	その他のもの	●	●						●	●
6.ポリエチレンフィルム製又はポリプロピレンフィルム製の袋（食品等を包んだり、ごみを収容する袋をいう）		×		×		×	×	×	×	×
7.湯たんぽ		×	×（※1）		×			●	●	×
8.可搬型便器及び便所用の器具（簡易便器、携帯便器、おまる、尿瓶、汚物入れ、トイレカバー、清掃用具入れ等）										

※1 沸騰水の使用禁止の表示はあり

＜電気機械器具＞（17品目）

●：表示あり、×：表示なし、△：製品サイトに記載あり、▲：Energy Guide Labelに記載あり

品 目	家表示事項の表示有無									
1.電気洗濯機	標準 使用水量	外形寸法	使用上 の注意	—	—	—	—	—	—	表示者名
	×	△	●							●
2.ジャー炊飯器	最大炊飯 容量	区分名	蒸発水量	年間消費 電力量	1回当たりの 炊飯時消費 電力量	1時間当たり の保温時消 費電力量	1時間当たりのタイ マー予約時消費電 力量	1時間当たり の待機時消 費電力量	使用上 の注意	表示者名
	●	×	×	×	●	●	×	×	●	●
3.電気毛布	種類	繊維の組 成	使用上 の注意	—	—	—	—	—	—	表示者名
	×	△	●							●
4.電気掃除機	吸込 仕事率	質量	使用上 の注意	—	—	—	—	—	—	表示者名
	×	△	●							●
5.電気冷蔵庫	定格内 容積	消費 電力量	外形寸法	使用上 の注意	—	—	—	—	—	表示者名
	×	▲	●	●						●
6.換気扇	羽根の 大きさ	風量	使用上 の注意	—	—	—	—	—	—	表示者名
	●	△	●							●
7.エアコンディショナー	冷房能力又 は暖房能力	区分名	冷房消費電 力又は暖房 消費電力	通年エネル ギー消費効 率	使用上 の注意	—	—	—	—	表示者名
	△	×	×	▲	●					●
8.テレビジョン受信機	年間消費 電力量	区分名	受信機型 サイズ	使用上 の注意	—	—	—	—	—	表示者名
	▲	×	●	●						●
9.電気ジューサー、電気ミキサー及び電気ジューサーミキサー	種類	定格容量	使用上 の注意	—	—	—	—	—	—	表示者名
	△	△	●							●
10.電気パネルヒーター（放熱部がパネル又はラジエーター状になった暖房器具）	放熱の 方式	温度調節 の方式	暖房能力	熱媒体の 種類	使用上 の注意	—	—	—	—	表示者名
	×	●	●	×	●					●
11.電気ポット	定格容量	使用上 の注意	—	—	—	—	—	—	—	表示者名
	●	●								●
12.電気ロースター（電気魚焼器などのロースター。フィッシュグリル、フィッシュロースター。）	種類	焼き網 の寸法	使用上 の注意	—	—	—	—	—	—	表示者名
	×	×	●							●
13.電気かみそり	電源方式	充電時間	乾電池の 種類・数	使用上 の注意	—	—	—	—	—	表示者名
	●	×	—	●						●
14.電子レンジ	外形寸法	加熱室の 有効寸法	区分名	電子レンジ機 能の年間消 費電力量	オープン機能 の年間消費 電力量	年間待機時 消費電力量	年間消費 電力量	使用上 の注意	—	表示者名
	●	●	×	×	×	×	×	●		●
15.卓上スタンド用けい光灯器具（テーブルの上に置いて使用する卓上式蛍光灯器具）	用途・照度	蛍光灯の 形式	全光束	消費電力	エネルギー消 費効率	使用上 の注意	—	—	—	表示者名
	●	×	●	●	×	●				●
16.電気ホットプレート	プレート	使用上 の注意	—	—	—	—	—	—	—	表示者名
	×	●								●
17.電気コーヒー沸器（電気を熱源として、コーヒー液を抽出する器具）	種類	保温装置 の有無	最大使用 水量	使用上 の注意	—	—	—	—	—	表示者名
	●	●	●	●						●

＜雑貨工業品＞（30品目）

●：表示あり、×：表示なし

品 目		家表法表示事項の表示有無											
1.魔法瓶		品名	実容量	保温効力	材料の種類	使用上の注意	—	—	—	—	表示者名	住所又は電話番号	
		●	●	△(※1)	△(※2)	●					●	●	
2.かばん(牛革、馬革、豚革、羊革又はやぎ革を使用したものに限る)		皮革の種類	手入れ方法、保存方法	—	—	—	—	—	—	—	表示者名	住所又は電話番号	
		●	●								●	●	
3.洋傘		傘の生地の組成	親骨の長さ	取扱以上の注意	—	—	—	—	—	—	表示者名	住所又は電話番号	
		●	●	●							●	●	
4.合成洗剤(研磨剤を含むもの及び化粧品を除く。以下同じ。)、洗濯用又は台所用の石けん及び住宅用又は家具用の洗剤(研磨剤を含むもの及び化粧品を除く。以下同じ。)		合成洗剤 洗濯用又は台所用の石けん	品名	成分	液性	用途	正味量	使用量の目安	使用上の注意	—	—	表示者名	住所又は電話番号
		住宅用又は家具用の洗剤	●	△(※3)	×	×	●	●	●			●	●
5.住宅用又は家具用のワックス		品名	成分	種類	用途	正味量	使用量の目安	使用上の注意	—	—	表示者名	住所又は電話番号	
		●	●	△(※4)	●	●	×	●			●	●	
6.ウレタンフォームマットレス及びスプリングマットレス		ウレタンフォームマットレス	材料	構造	寸法	硬さ	復元率	外装生地 の組成	使用上の注意	—	—	表示者名	住所又は電話番号
			●	●	●	●	●	●	●			●	●
		スプリングマットレス	構造	寸法	コイルスプリングの形状	コイルスプリングの数	コイルスプリングの材料の種類	詰物の材料	外装生地 の組成	使用上の注意	—	表示者名	住所又は電話番号
			●	●	●	●	●	●	●	●		●	●
7.靴		甲皮として使用する材料	底材として使用する材料	底の耐油性	取扱以上の注意	—	—	—	—	—	表示者名	住所又は電話番号	
		●	●	●	●						●	●	
8.革又は合成皮革を製品の全部又は一部に使用して製造した手袋		材料の種類	寸法	使用上の注意	—	—	—	—	—	—	表示者名	住所又は電話番号	
		△(※5)	●	×							●	●	
9.机及びテーブル		外形寸法	甲板の表面材	表面加工	取扱以上の注意	—	—	—	—	—	表示者名	住所又は電話番号	
		●	●	●	●						●	●	
10.いす、腰掛け及び座いす		寸法	構造部材	表面加工	張り材	クッション材	取扱以上の注意	—	—	—	表示者名	住所又は電話番号	
		●	●	●	●	●	●				●	●	
11.たんす		寸法	表面材	表面加工	取扱以上の注意	—	—	—	—	—	表示者名	住所又は電話番号	
		●	●	●	●						●	●	
12.合成ゴム製のまな板		使用材料	耐熱温度	耐冷温度	取扱以上の注意	—	—	—	—	—	表示者名	住所又は電話番号	
13.革又は合成皮革を製品の全部又は一部に使用して製造した衣料		材料の種類	取扱以上の注意	—	—	—	—	—	—	—	表示者名	住所又は電話番号	
		●	●								●	●	
14.塗料		品名	色名	成分	用途	正味量	塗り面積	使用方法	用具の手入れ方法	取扱以上の注意	表示者名	住所又は電話番号	
		●	●	×	●	●	×	●	×	×	●	●	
15.ティシュペーパー及びトイレットペーパー		寸法	枚数	—	—	—	—	—	—	—	表示者名	住所又は電話番号	
		×	×								●	●	
16.漆器類(漆又はカシュー樹脂塗料等を塗った食器用、食卓用又は台所用の器具(木製又は合成樹脂製のもの))		品名	表面塗装の種類	素地の種類	使用上の注意	—	—	—	—	—	表示者名	住所又は電話番号	
		●	●	●	●						●	●	
17.接着剤		種類	成分	毒性	用途	正味量	取扱以上の注意	—	—	—	表示者名	住所又は電話番号	
		×	●	×	●	●	●				●	●	
18.強化ガラス製の食器用、食卓用又は台所用の器具		品名	強化の種類	取扱以上の注意	—	—	—	—	—	—	表示者名	住所又は電話番号	
		●	●	●							●	●	
19.ほうけい酸ガラス製又はガラスセラミックス製の食器用、食卓用又は台所用の器具		品名	使用区分	耐熱温度差	取扱以上の注意	—	—	—	—	—	表示者名	住所又は電話番号	
		●	●	●	●						●	●	
20.ショッピングカート		袋又はかごの寸法	質量	取扱以上の注意	—	—	—	—	—	—	表示者名	住所又は電話番号	

21.サングラス		品名	レンズの材質	わくの材質	可視光線透過率	紫外線透過率	使用上の注意	—	—	—	表示者名	住所又は電話番号
		●	×	×	△(※6)	×	●				●	●
22.歯ブラシ		柄の材質	毛の材質	毛の硬さ	耐熱温度	—	—	—	—	—	表示者名	住所又は電話番号
		×	×	●	×						●	●
23.食事用、食卓用又は台所用のアルミニウムはく		寸法	取扱以上の注意	—	—	—	—	—	—	—	表示者名	住所又は電話番号
		△(※7)	●								●	●
24.ほ乳用具		品名	材料の種類	乳首の吸い穴の形状	瓶の容量	取扱以上の注意	—	—	—	—	表示者名	住所又は電話番号
		●	△(※8)	●	●	●					●	●
25.なべ		表面加工	材料の種類	寸法	満水容量	取扱以上の注意	—	—	—	—	表示者名	住所又は電話番号
		●	●	●	●	●					●	●
26.湯沸かし		表面加工	材料の種類	満水容量	取扱以上の注意	—	—	—	—	—	表示者名	住所又は電話番号
		●	●	●	●						●	●
27.障子紙		製法	材料	寸法	枚数	—	—	—	—	—	表示者名	住所又は電話番号
28.衣料用、台所用又は住宅用の漂白剤		品名	成分	液性	正味量	使用方法	使用上の注意	—	—	—	表示者名	住所又は電話番号
		●	△(※9)	×	●	●	●				●	●
29.台所用、住宅用又は家具用の磨き剤	クレンザー	品名	成分	液性	用途	正味量	使用上の注意	—	—	—	表示者名	住所又は電話番号
		●	●	×	●	●	●				●	●
	その他の磨き剤	品名	成分	用途	正味量	使用上の注意	—	—	—	—	表示者名	住所又は電話番号
30.浄水器		材料の種類	ろ材の種類	ろ過流量	使用可能な最小動水圧	浄水能力	ろ材の取替時期の目安	使用上の注意	—	—	表示者名	住所又は電話番号
		×	●	×	×	●	△(※10)	●			●	×

※1 10時間保温の記載のみ

※2 ふた等の材質の表示なし

※3 生分解性界面活性剤および酵素を含む旨

※4 オリーブ油等含有の旨記載

※5 部位ごとに材料の種類・割合を表示。革の種類は本皮とのみ表示

※6 透過率の範囲を示すカテゴリーの表示

※7 厚さの表示なし

※8 瓶のみ

※9 ジクロロイソシアヌル酸ナトリウムを含む旨、リンを含まない旨表示

※10 4人家族で1年、1500ガロン超ろ過可能な旨表示

(イ) EU

＜繊維製品＞（35品目）

●：表示あり、×：表示なし

品 目		家表法表示事項の表示有無			
		繊維の組成	家庭洗濯等 取扱い方法	はっ水性	表示者名 住所又は 電話番号
1.糸		●			●
2.織物、ニット生地、レース生地（上記1.に掲げる糸を製品の全部または一部に使用して製造したものに限り）		×			×
3.衣料品 等	(1)上衣	●	●		●
	(2)ズボン	●	●		●
	(3)スカート	●	●		●
	(4)ドレス及びホームドレス	●	●		×
	(5)ブルオーバー、カーディガン、その他のセーター	●	●		●
	(6)ワイシャツ、開襟シャツ、ポロシャツ、その他のシャツ	●	●		●
	(7)ブラウス	●	●		●
	(8)エプロン、かっぱ着、事務服及び作業服	●	●		●
	(9)オーバーコート、トップコート、 スプリングコート、レインコート、 その他のコート	特定繊維のみを表生地に 使用した和装用のもの その他のもの			
	(10)子供用オーバーオール及びロンパース	●	●		●
	(11)下着	繊維の種類が1種 類のもの	なせん加工品		
			その他	●	●
		特定繊維のみを表生地に使用した和装用の もの			
		その他のもの	●	●	●
	(12)寝衣	●	●		●
	(13)靴下	●			●
	(14)足袋				
	(15)手袋（繊維製のもの）	●			●
	(16)ハンカチ	●			●
	(17)毛布	●	●		●
	(18)敷布（敷布団又はマットレスの覆い布の総称であって、両 端又は周囲等に縫製等の加工がなされている製品）	●	●		●
	(19)タオル及び手ぬぐい	●			●
	(20)羽織及び着物	特定繊維のみを表生地に 使用した和装用のもの			
		その他のもの			
	(21)マフラー、スカーフ及びショール	●			●
	(22)ひざ掛け	●	●		●
	(23)カーテン	●	●		●
	(24)床敷物（パイルのあるものに限り）	●			●
	(25)上掛け（タオル製のものに限り）	●	●		●
	(26)ふとん（掛けふとん、肌ふとん、敷ふとん、ベッドパッド、こ たつ掛けふとん、座ふとん及びかいまき）	●			●
	(27)毛布カバー、ふとんカバー、まくらカバー及びベッドス レッド	●	●		●
	(28)テーブル掛け	●			×
	(29)ネクタイ	●			×
	(30)水着	●			×
	(31)ふろしき				
	(32)帯				
	(33)帯締め及び羽織ひも				

＜合成樹脂加工品＞（8品目）

●：表示あり、×：表示なし

品 目		家表法表示事項の表示有無								
		原料樹脂	耐熱温度	耐冷温度	容量	寸法	枚数	取扱上の注意	表示者名	住所又は電話番号
1.洗面器、たらい、バケツ及び浴室用の器具	洗面器（湯おけ）	●						●	●	●
	たらい（ベビーバス）									
	バケツ	●		●	●			●	●	●
	浴槽ふた									
	浴室用の器具（湯かき棒、浴室用腰掛け、石けん置台、石けん箱、バスマット、片手おけ、すのこ等）	●						●	●	●
2.かご（衣類かご、屑かご、野菜かご、洗濯かご等）		●						●	●	●
3.盆（食事盆、名刺受け等の盆、茶盆（茶たぐを含む）等）		●	●					●	●	●
4.水筒		●	●		●			●	●	●
5.食事用、食卓用又は台所用の器具	ごみ容器その他のふた付容器、洗いおけ、冷蔵庫用排水筒、飲料用シール容器及び保冷剤を使用した容器等	●	●	●	●			●	●	●
	皿、碗、コップ、食品用シール容器、弁当箱、ざる、はし立て、パンケース等の容量表示を必要としない容器	●	●					●	●	●
	まな板	●	●			●		●	●	●
	製氷用器具	●		●				●	●	●
	その他のもの	●	●						●	●
6.ポリエチレンフィルム製又はポリプロピレンフィルム製の袋（食品等を包んだり、ごみを収容する袋をいう）		×		×		×	×	×	●	●
7.湯たんぽ		×	×		●			●	●	●
8.可搬型便器及び便所用の器具（簡易便器、携帯便器、おまる、尿瓶、汚物入れ、トイレカバー、清掃用具入れ等）		×	×					×	●	●

＜電気機械器具＞（17品目）

●：表示あり、×：表示なし、△：製品サイトに記載あり

品 目	家表示事項の表示有無									
1.電気洗濯機	標準 使用水量	外形寸法	使用上 の注意	—	—	—	—	—	—	表示者名
	×	●	●							●
2.ジャー炊飯器	最大炊飯 容量	区分名	蒸発水量	年間消費 電力量	1回当たりの 炊飯時消費 電力量	1時間当たり の保温時消 費電力量	1時間当たりのタイ マー予約時消費電 力量	1時間当たり の待機時消 費電力量	使用上の 注意	表示者名
	△	×	×	×	△	×	×	×	●	●
3.電気毛布	種類	繊維の組 成	使用上の 注意	—	—	—	—	—	—	表示者名
	×	×	●							●
4.電気掃除機	吸込 仕事率	質量	使用上 の注意	—	—	—	—	—	—	表示者名
	×	×	●							●
5.電気冷蔵庫	定格内 容積	消費 電力量	外形寸法	使用上 の注意	—	—	—	—	—	表示者名
	●	●	●	●						●
6.換気扇	羽根の 大きさ	風量	使用上 の注意	—	—	—	—	—	—	表示者名
	×	●	●							●
7.エアコンディショナー	冷房能力又 は暖房能力	区分名	冷房消費電 力又は暖房 消費電力	通年エネル ギー消費効 率	使用上 の注意	—	—	—	—	表示者名
	△	×	△	△	●					●
8.テレビジョン受信機	年間消費 電力量	区分名	受信機型 サイズ	使用上 の注意	—	—	—	—	—	表示者名
	●	×	●	●						●
9.電気ジューサー、電気ミキサー及び電気ジューサーミキサー	種類	定格容量	使用上 の注意	—	—	—	—	—	—	表示者名
	△	△	●							×
10.電気パネルヒーター（放熱部がパネル又はラジエーター状になった暖房器具）	放熱の 方式	温度調節 の方式	暖房能力	熱媒体の 種類	使用上 の注意	—	—	—	—	表示者名
	●	●	●	●	●					●
11.電気ポット	定格容量	使用上 の注意	—	—	—	—	—	—	—	表示者名
	●	●								●
12.電気ロースター（電気魚焼器などのロースター。フィッシュグリル、フィッシュロースター。）	種類	焼き網 の寸法	使用上 の注意	—	—	—	—	—	—	表示者名
	×	×	●							×
13.電気かみそり	電源方式	充電時間	乾電池の 種類・数	使用上 の注意	—	—	—	—	—	表示者名
	●	×	—	●						●
14.電子レンジ	外形寸法	加熱室の 有効寸法	区分名	電子レンジ機 能の年間消 費電力量	オープン機能 の年間消費 電力量	年間待機時 消費電力量	年間消費 電力量	使用上 の注意	—	表示者名
	●	●	×	×	×	×	×	●		●
15.卓上スタンド用けい光灯器具（テーブルの上に置いて使用する卓上式蛍光灯器具）	用途・照度	蛍光ランプ の形式	全光束	消費電力	エネルギー消 費効率	使用上 の注意	—	—	—	表示者名
	●	×	●	●	×	●				●
16.電気ホットプレート	プレート	使用上 の注意	—	—	—	—	—	—	—	表示者名
	×	●								●
17.電気コーヒー沸器（電気を熱源として、コーヒー液を抽出する器具）	種類	保温装置 の有無	最大使用 水量	使用上 の注意	—	—	—	—	—	表示者名
	●	●	●	●						●

＜雑貨工業品＞（30品目）

●：表示あり、×：表示なし

品 目		家表法表示事項の表示有無										
1.魔法瓶		品名	実容量	保温効力	材料の種類	使用上の注意	—	—	—	—	表示者名	住所又は電話番号
		●	●	×	△(※1)	●					●	●
2.かばん(牛革、馬革、豚革、羊革又はやぎ革を使用したものに限り)		皮革の種類	手入れ方法、保存方法	—	—	—	—	—	—	—	表示者名	住所又は電話番号
		●	●								●	●
3.洋傘		傘の生地の組成	親骨の長さ	取扱以上の注意	—	—	—	—	—	—	表示者名	住所又は電話番号
		●	●	●							●	●
4.合成洗剤(研磨剤を含むもの及び化粧品を除く。以下同じ。)、洗濯用又は台所用の石けん及び住宅用又は家具用の洗剤(研磨剤を含むもの及び化粧品を除く。以下同じ。)	合成洗剤	品名	成分	液性	用途	正味量	使用量の目安	使用上の注意	—	—	表示者名	住所又は電話番号
	洗濯用又は台所用の石けん											
	住宅用又は家具用の洗剤											
		×	●	×	×	●	×	●			●	●
5.住宅用又は家具用のワックス		品名	成分	種類	用途	正味量	使用量の目安	使用上の注意	—	—	表示者名	住所又は電話番号
		●	×	×	●	●	×	●			●	●
6.ウレタンフォームマットレス及びスプリングマットレス	ウレタンフォームマットレス	材料	構造	寸法	硬さ	復元率	外装生地 の組成	使用上の注意	—	—	表示者名	住所又は電話番号
		●	●	●	●	●	●	●			●	●
	スプリングマットレス	構造	寸法	コイルスプリングの形状	コイルスプリングの数	コイルスプリングの材料の種類	詰物の材料	外装生地 の組成	使用上の注意	—	表示者名	住所又は電話番号
		●	●	●	●	●	●	●	●	●		●
7.靴		甲皮として使用する材料	底材として使用する材料	底の耐油性	取扱以上の注意	—	—	—	—	—	表示者名	住所又は電話番号
		●	●	×	●						●	×
8.革又は合成皮革を製品の全部又は一部に使用して製造した手袋		材料の種類	寸法	使用上の注意	—	—	—	—	—	—	表示者名	住所又は電話番号
		△(※2)	△(※3)	×							●	×
9.机及びテーブル		外形寸法	甲板の表面材	表面加工	取扱以上の注意	—	—	—	—	—	表示者名	住所又は電話番号
		●	●	●	●						●	●
10.いす、腰掛け及び座いす		寸法	構造部材	表面加工	張り材	クッション材	取扱以上の注意	—	—	—	表示者名	住所又は電話番号
		●	●	●	●	●	●				●	●
11.たんす		寸法	表面材	表面加工	取扱以上の注意	—	—	—	—	—	表示者名	住所又は電話番号
		●	●	●	●						●	●
12.合成ゴム製のまな板		使用材料	耐熱温度	耐冷温度	取扱以上の注意	—	—	—	—	—	表示者名	住所又は電話番号
13.革又は合成皮革を製品の全部又は一部に使用して製造した衣料		材料の種類	取扱以上の注意	—	—	—	—	—	—	—	表示者名	住所又は電話番号
		●	●								●	●
14.塗料		品名	色名	成分	用途	正味量	塗り面積	使用方法	用具の手入れ方法	取扱以上の注意	表示者名	住所又は電話番号
15.ティッシュペーパー及びトイレペーパー		寸法	枚数	—	—	—	—	—	—	—	表示者名	住所又は電話番号
		●	●								●	●
16.漆器類(漆又はカシュー樹脂塗料等を塗った食器用、食卓用又は台所用の器具(木製又は合成樹脂製のもの))		品名	表面塗装の種類	素地の種類	使用上の注意	—	—	—	—	—	表示者名	住所又は電話番号
		●	●	●	●						●	●
17.接着剤		種類	成分	毒性	用途	正味量	取扱以上の注意	—	—	—	表示者名	住所又は電話番号
		×	×	×	●	●	×				●	●
18.強化ガラス製の食器用、食卓用又は台所用の器具		品名	強化の種類	取扱以上の注意	—	—	—	—	—	—	表示者名	住所又は電話番号
		●	●	●							●	●
19.ほうけい酸ガラス製又はガラスセラミックス製の食器用、食卓用又は台所用の器具		品名	使用区分	耐熱温度差	取扱以上の注意	—	—	—	—	—	表示者名	住所又は電話番号
		●	●	●	●						●	●
20.ショッピングカート		袋又はかごの寸法	質量	取扱以上の注意	—	—	—	—	—	—	表示者名	住所又は電話番号

21.サングラス		品名	レンズの材質	わくの材質	可視光線透過率	紫外線透過率	使用上の注意	—	—	—	表示者名	住所又は電話番号	
		●	×	×	△(※4)	×	●				●	●	
22.歯ブラシ		柄の材質	毛の材質	毛の硬さ	耐熱温度	—	—	—	—	—	表示者名	住所又は電話番号	
		×	×	×	×						●	×	
23.食事用、食卓用又は台所用のアルミニウムはく		寸法	取扱い上の注意	—	—	—	—	—	—	—	表示者名	住所又は電話番号	
		△(※5)	●								×	●	
24.ほ乳用具		品名	材料の種類	乳首の吸い穴の形状	瓶の容量	取扱い上の注意	—	—	—	—	表示者名	住所又は電話番号	
		●	●	×	●	●					●	×	
25.なべ		表面加工	材料の種類	寸法	満水容量	取扱い上の注意	—	—	—	—	表示者名	住所又は電話番号	
		●	●	●	●	●					●	●	
26.湯沸かし		表面加工	材料の種類	満水容量	取扱い上の注意	—	—	—	—	—	表示者名	住所又は電話番号	
		●	●	●	●						●	●	
27.障子紙		製法	材料	寸法	枚数	—	—	—	—	—	表示者名	住所又は電話番号	
28.衣料用、台所用又は住宅用の漂白剤		品名	成分	液性	正味量	使用方法	使用上の注意	—	—	—	表示者名	住所又は電話番号	
		●	●	×	●	●	●				●	●	
29.台所用、住宅用又は家具用の磨き剤		クレンザー	品名	成分	液性	用途	正味量	使用上の注意	—	—	—	表示者名	住所又は電話番号
			●	●	×	●	●	●				●	●
		その他の磨き剤	品名	成分	用途	正味量	使用上の注意	—	—	—	—	表示者名	住所又は電話番号
30.浄水器		材料の種類	ろ材の種類	ろ過流量	使用可能な最小動水圧	浄水能力	ろ材の取替時期の目安	使用上の注意	—	—	表示者名	住所又は電話番号	
		●	●	●	●	●	●	●	●			×	×

※1 ふた、コップ等の材質の表示なし

※2 革100%(100% CUIR)のみ表示

※3 サイズ(S)のみ

※4 透過率の範囲を示すカテゴリーの表示

※5 厚さの表示なし

(ウ) 中国

<繊維製品> (35品目)

●:表示あり、×:表示なし

品 目		家表法表示事項の表示有無			
		繊維の組成	家庭洗濯等 取扱い方法	はっ水性	表示者名 住所又は 電話番号
1.糸		×			×
2.織物、ニット生地、レース生地(上記1.に掲げる糸を製品の全部または一部に使用して製造したものに限り)		×			×
3.衣料品 等	(1)上衣	●	●		●
	(2)ズボン	●	●		●
	(3)スカート	●	●		●
	(4)ドレス及びホームドレス	●	●		●
	(5)プルオーバー、カーディガン、その他のセーター	●	●		●
	(6)ワイシャツ、開襟シャツ、ポロシャツ、その他のシャツ	●	●		●
	(7)ブラウス	●	●		●
	(8)エプロン、かっぽう着、事務服及び作業服	●	●		●
	(9)オーバーコート、トップコート、 スプリングコート、レインコート、 その他のコート	特定繊維のみを表生地に 使用した和装用のもの その他のもの			
	(10)子供用オーバーオール及びロンパース	●	●		×
	(11)下着	繊維の種類が1種 類のもの	なせん加工品		
			その他	●	●
		特定繊維のみを表生地に使用した和装用の もの その他のもの			
	(12)寝衣	●	●		●
	(13)靴下	●			●
	(14)足袋				
	(15)手袋(繊維製のもの)	●			●
	(16)ハンカチ	●			●
	(17)毛布	●	●		●
	(18)敷布(敷布団又はマットレスの覆い布の総称であって、両 端又は周囲等に縫製等の加工がなされている製品)	●	●		●
	(19)タオル及び手ぬぐい	●			●
	(20)羽織及び着物	特定繊維のみを表生地に 使用した和装用のもの			
		その他のもの			
	(21)マフラー、スカーフ及びショール	●			●
	(22)ひざ掛け	●	●		●
	(23)カーテン	●	●		●
	(24)床敷物(パイルのあるものに限り)	●			●
	(25)上掛け(タオル製のものに限り)	●	●		●
	(26)ふとん(掛けふとん、肌ふとん、敷ふとん、ベッドパッド、こ たつ掛けふとん、座ぶとん及びかいまき)	●			●
	(27)毛布カバー、ふとんカバー、まくらカバー及びベッドスプ レッド	●	●		●
	(28)テーブル掛け	×			×
	(29)ネクタイ	●			×
	(30)水着	×			●
	(31)ふろしき				
	(32)帯				
	(33)帯締め及び羽織ひも				

＜合成樹脂加工品＞（8品目）

●：表示あり、×：表示なし

品 目		家表法表示事項の表示有無								
		原料樹脂	耐熱温度	耐冷温度	容量	寸法	枚数	取扱上の注意	表示者名	住所又は電話番号
1.洗面器、たらい、バケツ及び浴室用の器具	洗面器（湯おけ）	●						●	●	●
	たらい（ベビーバス）									
	バケツ	●		●	●			●	●	●
	浴槽ふた									
	浴室用の器具（湯かき棒、浴室用腰掛け、石けん置台、石けん箱、バスマット、片手おけ、すのこ等）	●						●	●	●
2.かご（衣類かご、屑かご、野菜かご、洗濯かご等）		●						●	●	●
3.盆（食事盆、名刺受け等の盆、茶盆（茶たぐを含む）等）		●	●					●	●	●
4.水筒		●	●		●			●	●	●
5.食食用又は台所用の器具	ごみ容器その他のふた付容器、洗いおけ、冷蔵庫用水筒、飲料用シール容器及び保冷剤を使用した容器等	●	●	●	●			●	●	●
	皿、椀、コップ、食食用シール容器、弁当箱、ざる、はし立て、パンケース等の容量表示を必要としない容器	●	●					●	●	●
	まな板	●	●			●		●	●	●
	製氷用器具	●		●				●	●	●
	その他のもの	●	●						●	●
6.ポリエチレンフィルム製又はポリプロピレンフィルム製の袋（食品等を包んだり、ごみを収容する袋をいう）		×		×		×	×	×	×	×
7.湯たんぽ		×	×		●			×	×	×
8.可搬型便器及び便所用の器具（簡易便器、携帯便器、おまる、尿瓶、汚物入れ、トイレカバー、清掃用具入れ等）		●	×					×	●	●

＜電気機械器具＞（17品目）

●：表示あり、×：表示なし、△：製品サイトに記載あり

品 目	家法表示事項の表示有無									
	標準 使用水量	外形寸法	使用上 の注意	—	—	—	—	—	—	表示者名
1.電気洗濯機	●	●	●							●
2.ジャー炊飯器	最大炊飯 容量	区分名	蒸発水量	年間消費 電力量	1回当たりの 炊飯時消費 電力量	1時間当たり の保温時消 費電力量	1時間当たりのタイ マー予約時消費電 力量	1時間当たり の待機時消 費電力量	使用上 の注意	表示者名
	△	△	×	×	●	×	×	×	●	●
3.電気毛布	種類	繊維の組 成	使用上 の注意	—	—	—	—	—	—	表示者名
4.電気掃除機	吸込 仕事率	質量	使用上 の注意	—	—	—	—	—	—	表示者名
	△	△	●							●
5.電気冷蔵庫	定格内 容積	消費 電力量	外形寸法	使用上 の注意	—	—	—	—	—	表示者名
	●	●	●	●						●
6.換気扇	羽根の 大きさ	風量	使用上 の注意	—	—	—	—	—	—	表示者名
7.エアコンディショナー	冷房能力又 は暖房能力	区分名	冷房消費電 力又は暖房 消費電力	通年エネル ギー消費効 率	使用上 の注意	—	—	—	—	表示者名
	●	×	●	×	×					●
8.テレビジョン受信機	年間消費 電力量	区分名	受信機型 サイズ	使用上 の注意	—	—	—	—	—	表示者名
	×	×	△	●						×
9.電気ジューサー、電気ミキサー及び電気ジューサーミキサー	種類	定格容量	使用上 の注意	—	—	—	—	—	—	表示者名
	△	△	×							△
10.電気パネルヒーター（放熱部がパネル又はラジエーター状になった暖房器具）	放熱の 方式	温度調節 の方式	暖房能力	熱媒体の 種類	使用上 の注意	—	—	—	—	表示者名
	●	●	●	×	●					●
11.電気ポット	定格容量	使用上 の注意	—	—	—	—	—	—	—	表示者名
	●	●								●
12.電気ロースター（電気魚焼器などのロースター。フィッシュグリル、フィッシュロースター。）	種類	焼き網の 寸法	使用上 の注意	—	—	—	—	—	—	表示者名
13.電気かみそり	電源方式	充電時間	乾電池の 種類・数	使用上 の注意	—	—	—	—	—	表示者名
	●	×	—	●						●
14.電子レンジ	外形寸法	加熱室の 有効寸法	区分名	電子レンジ機 能の年間消 費電力量	オープン機能 の年間消費 電力量	年間待機時 消費電力量	年間消費 電力量	使用上 の注意	—	表示者名
	△	△	×					●		●
15.卓上スタンド用けい光灯具（テーブルの上に置いて使用する卓上式 蛍光灯器具）	用途・照度	蛍光ランプ の形式	全光束	消費電力	エネルギー消 費効率	使用上 の注意	—	—	—	表示者名
16.電気ホットプレート	プレート	使用上 の注意	—	—	—	—	—	—	—	表示者名
	×	●								●
17.電気コーヒー沸器（電気を熱源として、コーヒー液を抽出する器具）	種類	保温装置 の有無	最大使用 水量	使用上 の注意	—	—	—	—	—	表示者名
	●	●	●	●						●

＜雑貨工業品＞（30品目）

●：表示あり、×：表示なし

品 目		家表法表示事項の表示有無										
1.魔法瓶		品名	実容量	保温効力	材料の種類	使用上の注意	—	—	—	—	表示者名	住所又は電話番号
		●	●	●	●	●					△(※1)	×
2.かばん(牛革、馬革、豚革、羊革又はやぎ革を使用したものに限る)		皮革の種類	手入れ方法、保存方法	—	—	—	—	—	—	—	表示者名	住所又は電話番号
		●	●								●	●
3.洋傘		傘の生地 の組成	親骨の長さ	取扱い上の注意	—	—	—	—	—	—	表示者名	住所又は電話番号
		●	●	●							●	●
4.合成洗剤(研磨剤を含むもの及び化粧品を除く。以下同じ。)、洗濯用又は台所用の石けん及び住宅用又は家具用の洗浄剤(研磨剤を含むもの及び化粧品を除く。以下同じ。)	合成洗剤	品名	成分	液性	用途	正味量	使用量の目安	使用上の注意	—	—	表示者名	住所又は電話番号
	洗濯用又は台所用の石けん 住宅用又は家具用の洗浄剤											
		●	●	×	●	●	●	●			●	●
5.住宅用又は家具用のワックス		品名	成分	種類	用途	正味量	使用量の目安	使用上の注意	—	—	表示者名	住所又は電話番号
		×	×	×	×	×	×	×			×	×
6.ウレタンフォームマットレス及びスプリングマットレス	ウレタンフォームマットレス	材料	構造	寸法	硬さ	復元率	外装生地 の組成	使用上の注意	—	—	表示者名	住所又は電話番号
		●	●	●	●	●	●	●			●	●
	スプリングマットレス	構造	寸法	コイルスプリングの形状	コイルスプリングの数	コイルスプリングの材料の種類	詰物の材料	外装生地 の組成	使用上の注意	—	表示者名	住所又は電話番号
		●	●	●	●	●	●	●	●	●		●
7.靴		甲皮として使用する材料	底材として使用する材料	底の耐油性	取扱い上の注意	—	—	—	—	—	表示者名	住所又は電話番号
		●	●	●	●						●	●
8.革又は合成皮革を製品の全部又は一部に使用して製造した手袋		材料の種類	寸法	使用上の注意	—	—	—	—	—	—	表示者名	住所又は電話番号
		×	×	×							×	×
9.机及びテーブル		外形寸法	甲板の表面材	表面加工	取扱い上の注意	—	—	—	—	—	表示者名	住所又は電話番号
		●	●	●	●						●	●
10.いす、腰掛け及び座いす		寸法	構造部材	表面加工	張り材	クッション材	取扱い上の注意	—	—	—	表示者名	住所又は電話番号
		●	●	●	●	●	●				●	●
11.たんす		寸法	表面材	表面加工	取扱い上の注意	—	—	—	—	—	表示者名	住所又は電話番号
		●	●	●	●						●	●
12.合成ゴム製のまな板		使用材料	耐熱温度	耐冷温度	取扱い上の注意	—	—	—	—	—	表示者名	住所又は電話番号
13.革又は合成皮革を製品の全部又は一部に使用して製造した衣料		材料の種類	取扱い上の注意	—	—	—	—	—	—	—	表示者名	住所又は電話番号
		●	●								●	●
14.塗料		品名	色名	成分	用途	正味量	塗り面積	使用方法	用具の手入れ方法	取扱い上の注意	表示者名	住所又は電話番号
15.ティッシュペーパー及びトイレットペーパー		寸法	枚数	—	—	—	—	—	—	—	表示者名	住所又は電話番号
		●	●								●	●
16.漆器類(漆又はカシュー樹脂塗料等を塗った食事用、食卓用又は台所用の器具(木製又は合成樹脂製のもの))		品名	表面塗装の種類	素地の種類	使用上の注意	—	—	—	—	—	表示者名	住所又は電話番号
		●	●	●	●						●	●
17.接着剤		種類	成分	毒性	用途	正味量	取扱い上の注意	—	—	—	表示者名	住所又は電話番号
18.強化ガラス製の食事用、食卓用又は台所用の器具		品名	強化の種類	取扱い上の注意	—	—	—	—	—	—	表示者名	住所又は電話番号
		●	●	●							●	●
19.ほうけい酸ガラス製又はガラスセラミックス製の食事用、食卓用又は台所用の器具		品名	使用区分	耐熱温度差	取扱い上の注意	—	—	—	—	—	表示者名	住所又は電話番号
		●	●	●	●						●	●
20.ショッピングカート		袋又はかごの寸法	質量	取扱い上の注意	—	—	—	—	—	—	表示者名	住所又は電話番号

21.サングラス		品名	レンズの材質	わくの材質	可視光線透過率	紫外線透過率	使用上の注意	—	—	—	表示者名	住所又は電話番号
		×	×	×	×	×	×				×	×
22.歯ブラシ		柄の材質	毛の材質	毛の硬さ	耐熱温度	—	—	—	—	—	表示者名	住所又は電話番号
		×	×	×	×						×	×
23.食事用、食卓用又は台所用のアルミニウムはく		寸法	取扱い上の注意	—	—	—	—	—	—	—	表示者名	住所又は電話番号
		△(※2)	×								×	×
24.ほ乳用具		品名	材料の種類	乳首の吸い穴の形状	瓶の容量	取扱い上の注意	—	—	—	—	表示者名	住所又は電話番号
		●	●	●	●	●					●	●
25.なべ		表面加工	材料の種類	寸法	満水容量	取扱い上の注意	—	—	—	—	表示者名	住所又は電話番号
		●	●	●	●	●					●	●
26.湯沸かし		表面加工	材料の種類	満水容量	取扱い上の注意	—	—	—	—	—	表示者名	住所又は電話番号
		●	●	●	●						●	●
27.障子紙		製法	材料	寸法	枚数	—	—	—	—	—	表示者名	住所又は電話番号
28.衣料用、台所用又は住宅用の漂白剤		品名	成分	液性	正味量	使用方法	使用上の注意	—	—	—	表示者名	住所又は電話番号
		●	×	×	●	●	●				●	●
29.台所用、住宅用又は家具用の磨き剤	クレンザー	品名	成分	液性	用途	正味量	使用上の注意	—	—	—	表示者名	住所又は電話番号
	その他の磨き剤	品名	成分	用途	正味量	使用上の注意	—	—	—	—	表示者名	住所又は電話番号
30.浄水器		材料の種類	ろ材の種類	ろ過流量	使用可能な最小動水圧	浄水能力	ろ材の取替時期の目安	使用上の注意	—	—	表示者名	住所又は電話番号
		×	×	●	●(※3)	△(※4)	△(※5)	●			●	●

※1 ブランド名のみ

※2 厚さの表示なし

※3 作動圧力範囲(0.15-0.35MPa)の表示

※4 法定基準に適合する旨の表示

※5 取替時期の表示はないが、定格総浄水量の表示あり